

14. 21-639



.21

639

昭和十三年三月

水産連絡試験要録

第九號

水産試験場



始



14.24  
639

# 水産連絡試験要録 第九號

(昭和十三年三月)

## 目次

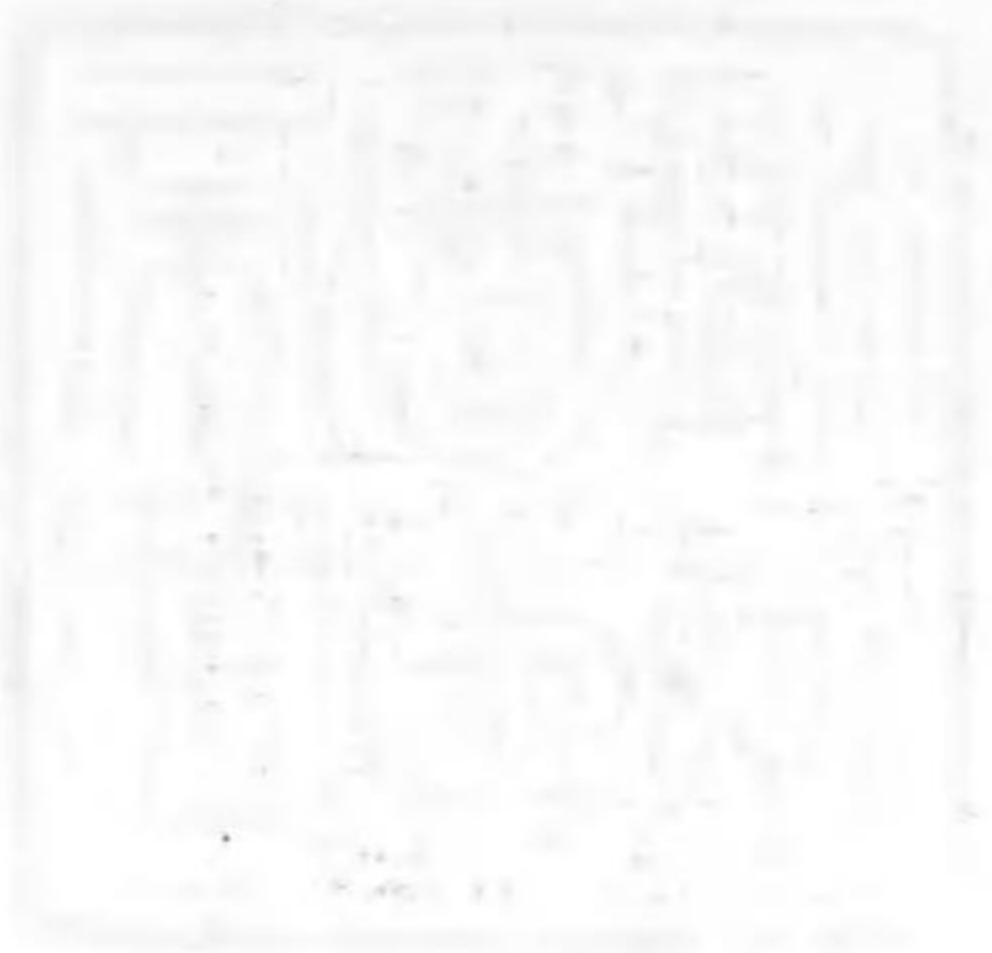


一、瀬戸内海水産振興協議會(第二回)議事要録(昭和十二年七月).....	一八四
(一) 會議要領.....	七
(二) 協定事項.....	八五—一〇九
二、第五回漁撈及海洋調査擔當官打合會議事要録(昭和十二年十一月).....	五
(一) 會議要領.....	三
(二) 決議.....	三
三、連絡試験調査ニ關スル各種通知事項其他.....	二二
(一) 海洋調査ニ關スル事項.....	二二
四、雜錄.....	二二—二五
(一) 昭和十一年度施行ノ連絡試験調査概覽.....	二二

目次

一





# 一、瀬戸内海水産振興協議會(第二回)議事要録(昭和十二年七月)

## (一) 會議要領

一、會議主催者 水産試験場

二、會 期 昭和十二年七月十一、十二、十三ノ三日間

三、會 場 兵庫縣明石市公會堂

四、日 程

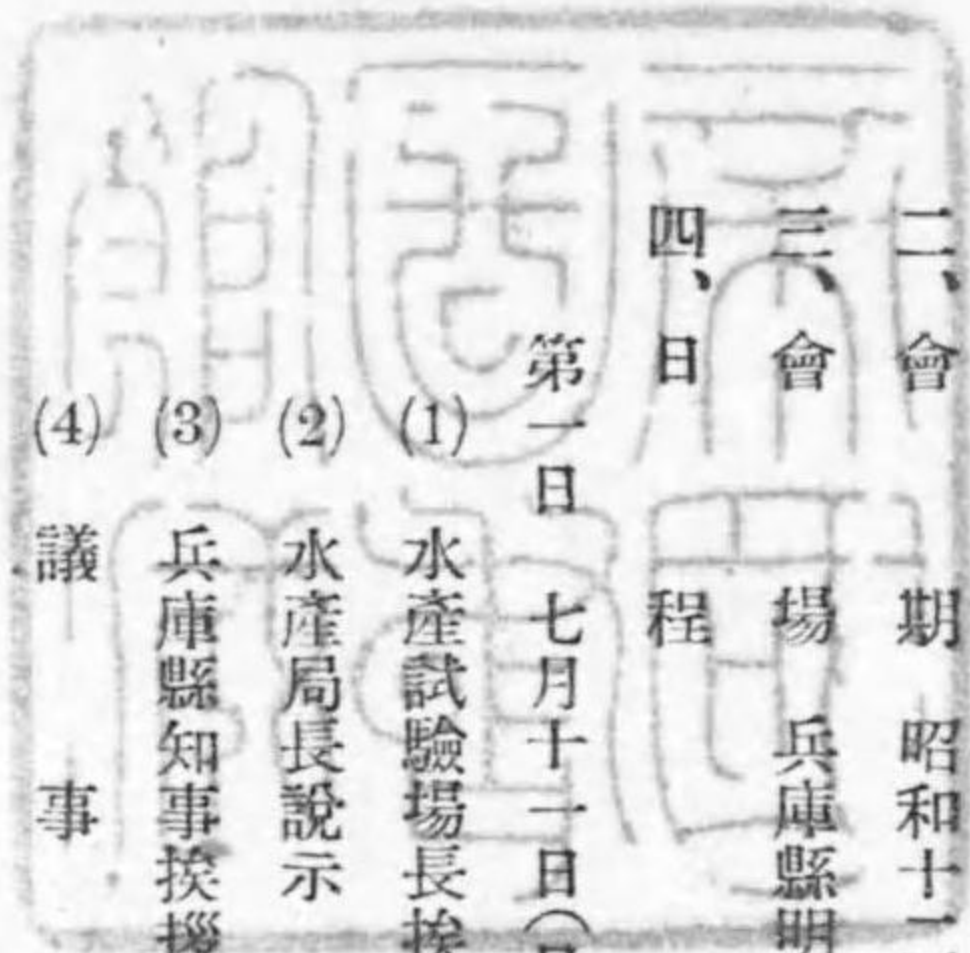
第一日 七月十一日(日曜日)午前九時三十分開會

(1) 水産試験場長挨拶

(2) 水産局長説示

(3) 兵庫縣知事挨拶

(4) 議 事



議題第一、瀬戸内海水産振興ニ關スル連絡施行事項

(イ)重要水族ノ蕃殖保護並ニ漁獲生産費軽減ニ關スル試験調査

(ロ)重要水族ノ養殖ヲ目的トスル試験調査

(ハ)重要水産物ノ價値増進ニ關スル試験調査

瀬戸内海水産振興協議會(第二回)議事要録

議題第一、瀬戸内海ノ區域及ビ分擔海區ニ關スル件

議題第二、本試験調査實現促進ニ關スル件

第二日 七月十二日(月曜日)午前八時三十分開會

(1) 議題第一、委員會並ニ決定

(2) 議題第二、第三及ビ委員會

第三日 七月十三日(火曜日)午前八時三十分開會

(1) 議題第二及ビ第三ノ決定

附

一、増殖獎勵規則ノ改正ニ關スル説明

二、試験成績發表

五、出席者

農林省水産局長	三宅發士郎	農林省漁政課長	平岡梓
農林省農林技手	大島養市	水産試験場長	春日信市
水産試験場技師	藤森三郎	水産試験場技師	關晴雄
同	大島信夫	同 技手	酒井森三郎
岡山縣商工水産課屬	石井榮次郎	岡山縣水産試験場長	澁谷光時
同 水産試験場技手	小寺俊介	廣島縣水産試験場長	丹治經治

廣島縣水産試験場技師	田村松太郎	山口縣水産課技手	豐田米雄
山口縣水産試験場内海分場長	徳永源治	福岡縣水産試験場長	岡村治人
福岡縣水産試験場技師	石川久治	同 上 技手	熊谷郷介
同	北島岬	大分縣商工水産課技手	長野小野
大分縣水産試験場長	小安正三	大分縣水産試験場技手	朝隈達也
愛媛縣水産試験場長	岡井正男	愛媛縣水産試験場技師	舟橋清
同	瀧川悟	香川縣商工水産課技師	加藤喜八郎
香川縣水産試験場技師	山田豊	德島縣水産試験場長	千代間光二
德島縣水産試験場技師	野口利夫	和歌山縣商工水産課技師	大村秀雄
和歌山縣水産試験場長	仙波平馬	大阪府商務課水産係技師	田中林三
兵庫縣知事	岡田周造	兵庫縣水産課長	杉本五六
兵庫縣水産課主事	鹽山了	同 技手	春木克己
同	奥本長治郎	同水産試験場長	鴨脚七郎
同水産試験場技師	向山豐之進	同 技師	加藤利夫
同	米井宗治	同	山中孝太郎
同	岡部正庸	同 主事補	福田近一
同	岡廣久雄	同 技手	東原正雄
同	内橋潔	同	鶴田三郎

瀬戸内海水産振興協議會(第二回)議事要録

兵庫縣水産試験場技手	木村 豐吉	同	堀田 一郎
同	井上喜平治	同	野口 周陸

六、會 議

第一日 午前九時三十分開會 春日場長ノ挨拶ニ亞ギテ三宅水産局長ノ説示アリ、直ニ議事ニ入り藤森技師ハ議題全部ニ亙ル總括的説明ト瀬戸内海漁業ノ現状並ニ本試験ノ重要性ヲ述べ、廣島、愛媛ノ一、二質問アリ、議長局長交々之ニ答フ。次ニ議題第一ノ審議ニ移リ、福岡ハ鯛鱸漁ノ重要ナラザルコト及ビ漁況海況ハ月報程度ニ止メ、日報ハ實施困難ニ付中止シ度キ旨ノ意見アリ、愛媛ヨリモ略ボ同様ノ質問アリタルモ議長ハ他縣ト足並ヲ揃ヘテ協力サレ度シト答フ。兵庫ハ議事ノ進行上細目ノ協議ハ委員會ニ附託シ一先ヅ大綱ヲ議シ度キ旨提唱シ、同意ヲ得テ底曳網漁獲物調査、底質圖、漁場圖ノ作製ニ就キ審議シ、愛媛ハ馬尾藻科ノモノヲ加フルコト、福岡ハあじ藻類ノ不必要ナルコトノ意見アリ、細目協定ノ場合之ヲ諮ルコトニ決ス。

午後一時引續キ再會、議題第一(ロ)中福岡ハいひヲ除キ度キ旨ノ意見アリ、次ニ議題第二ニ入り藥森技師ハ瀬戸内海ノ定義ニ關シ諸説ヲ引用シテ區域ヲ説明シ、愛媛徳島ハ漁業取締規則ニ依リ度キ旨、和歌山ハ試験ノ便宜上同規則ノ區域ヨリモ更ニ擴メテ田邊迄含メテモ宜シキ旨ノ意見アリ。

以上ニテ議題第一及ビ第二ノ總括的質問及ビ意見ノ陳述ヲ終リ、一括シテ委員附託ニ決シ、議長ハ田村、石川、舟橋、朝隈、山田、野口、内橋ノ諸氏ヲ委員ニ指命ス。(第一委員會)

亞イデ議題第三本試験調査實現促進ニ關スル件ニ入り、藤森技師ハ本試験調査計畫ニ付社會一般ニ理解ヲ求ムル爲メ計畫書ノ公表ノ緊要ナル旨ヲ力説シ「瀬戸内海水産振興ニ關スル根本策」ナル「パンフレット」ヲ提示シテ意見ヲ求メ、愛媛、福岡及ビ水産局長ヨリ訂正案ノ意見アリタル後委員附託ニ決シ、議長ハ澁谷、丹治、小安、徳永、岡村、岡井、加藤、千

代間、田中、杉本、鴨脚ヲ委員ニ指命ス(第二委員會)尙、愛媛及ビ岡山ハ本試験實現ノ爲メニハ局長場長ガ各縣ヲ訪問シ上局ノ了解ヲ得ルコトガ都合ナル旨ノ意見アリ。尙大分ハ試験ノ性質豫算額ヲモ各縣ニ通知シテ協力ヲ求ムル要アル旨意見アリタリ。午後五時散會ス。

第二日 午前九時開會 議長ハ第一委員會ノ進行程度ヲ質シ、舟橋委員長之ニ答へ、亞イデ議長ハ昭和十二年度ニ施行スベキ試験調査項目ニ就テハ第一委員會ニテ審議決定セラレ度キ旨ヲ諮リテ本會議ヲ休會委員會ヲ開ク。

午後三時四十分再會第一委員長舟橋氏ヨリ議題第一及ビ第二ノ一部ニ付報告アリテ異議ナク別項ノ通り決定シ午後六時散會ス。

第三日 午前九時開會 水産局大島技師ハ増殖獎勵規則ノ改正ニ就テ講演ヲ爲シ、兵庫、岡山ヨリ一、二質問アリタル後議事ニ入り、岡村第二委員長ハ議題第三本試験調査實現促進ニ關スル件ニ付瀬戸内海水産振興ニ關スル根本策ナル表題ヲ瀬戸内海水産連絡試験計畫書ト更メ、其内容ヲ一部修正シ更ニ中央水産試験場ニテ再檢討シテ關係府縣ノ承認ヲ求メタル上公表スルコト、其他ヲ原案通り決定セル旨ヲ報告シ、異議ナク別項ノ通り決定シ休會。

午後一時三十分再會 舟橋第一委員長ハ議題第二中分擔海區ニ就テ別項ノ通り決定セル旨報告シ、議長ハ議題全部議了決定セル旨ヲ宣ス。引續キ成績發表ニ移リ兵庫鴨脚技師ハ水質汚濁ト耐寒性魚類増殖ノ必要ヲ述べ、水産局長ハ水質汚濁問題ハ水産ト衛生ノ兩方面ヨリ考究スル要アルコトヲ指摘シ、愛媛舟橋技師ハ蝦漕網ノ取締ニ付所見ヲ陳述シタリ。尙兵庫向山技師ハ底曳網ノ漁獲物ニ就テ、廣島田村技師ハ餌蟲ニ就テ、香川山田技師ハ浮鯛ニ就テ、兵庫内橋技師ハ蛸ノ蕃殖保護ニ就テ夫々試験成績ヲ發表シタリ。

尙明石市水産會武藤氏ハ漁家經濟調査ノ調査顛末ニ付講演アリ、終ツテ春日場長ノ挨拶アリ午後四時閉會ス。

昭和十二年七月開催（於兵庫縣明石市）

瀬戸内海水産振興協議會（第二回）協定事項

I 試驗調查事項

..... 九

第一、重要水族ノ蕃殖保護並ニ漁獲生産費輕減ヲ目的トスル試驗調查

(I) 重要水族ノ蕃殖保護ニ關スル試驗調查

(II) 底曳網ノ漁獲調査

(III) 瀬戸内海底質圖及漁場圖ノ作製

(IV) 漁況ト海況トノ關係調査

(V) 藻場調査

(VI) 有害漁場ト稱セラルルモノニ付其ノ善處方ニ關スル技術的研究

(VII) 蕃殖保護並ニ漁獲生産費輕減ニ關スル方策ノ樹立

第二、重要水族ノ養殖ヲ目的トスル試驗調查

第三、水産物ノ價值増進ニ關スル試驗調查

II 瀬戸内海ノ區域及ビ分擔區域ニ關スル事項

III 試驗調查ノ實現促進ニ關スル事項

八四

八一

I 試驗調查事項

目次

第一、重要水族ノ蕃殖保護並ニ漁獲生産費輕減ヲ

目的トスル試驗調查..... 一三

(I) 重要水族ノ蕃殖保護ニ關スル試驗調查..... 一三

主旨

(一) 試驗調査スベキ魚種

(二) 試驗調査施行順序及ビ分擔

(三) 試驗調査方法

A、たひニ關スル試驗調査..... 一四

1、現勢調査..... 一四

主旨

(i) 調査事項

(イ) 漁船及ビ乗組員

(ロ) 漁獲高

(ハ) 月別操業狀況及ビ漁獲高

(ニ) 漁場

(ホ) 漁具

(ヘ) 漁業經濟

瀬戸内海水産振興協議會(第二回)協定事項

(ト) 漁業變遷  
(チ) 稚鯛ヲ混獲スル漁業  
(リ) 漁業ニ關スル制限禁止ノ申合事項

(ヌ) 産卵場、生育場其他

(ル) 洄游移動

(ii) 調査方法

(iii) 分擔及ビ取纏メ

2、既往ノ試驗調査資料蒐集..... 一三

主旨

(i) 調査資料

(イ) 生態ニ關スル資料

(a) 試驗調査文獻ノ概要

(b) 産卵期及ビ産卵場

(c) 卵及ビ孵化兒

(d) 稚鯛

(e) 生物學的最小形

(f) 稚鯛及ビ成鯛

(ロ) 消極的及ビ積極的蕃殖方法ニ關スル資料

(a) 試験調査文献ノ概要  
(b) 蕃殖保護ニ關スル事項別概要

3、生態調査……………三五  
主旨

(i) 調査事項  
(イ)産卵期及ビ産卵場  
(ロ)孵化兒及ビ稚仔  
(ハ)稚 鯛  
(ニ)幼 鯛  
(ホ)成 鯛  
(ヘ)標識放流ニ依ル洄游移動  
(ト)理化學的原因ニ依ル蕃殖阻害程度

(ii) 施行期及ビ分擔取纏メ

(iii) 消極的蕃殖方法ニ關スル試験調査……………元

4、積極的蕃殖方法ニ關スル試験調査……………四〇  
主旨  
(イ)稚魚損耗試験  
(ロ)網目試験

5、積極的蕃殖方法ニ關スル試験調査……………四〇

主旨  
(イ)保護區  
(ロ)築 磯

6、海況ト漁況トノ關係調査……………四一  
B、いわしニ關スル試験調査……………四二  
1、現勢調査……………四三  
主旨

(i) 調査事項  
(イ)漁船及ビ乗組員  
(ロ)漁獲高  
(ハ)月別操業狀況及ビ漁獲高  
(ニ)漁 場  
(ホ)漁 具  
(ヘ)漁業經濟  
(ト)漁業變遷  
(チ)漁業ニ關スル制限禁止申合事項  
(リ)産卵場及ビ生育場  
(ヌ)洄游移動

(ii) 調査方法  
(iii) 分擔及ビ取纏メ

2、既往ノ試験調査資料蒐集……………四四  
主旨

(i) 調査資料  
(イ)生態ニ關スル資料  
(a) 調査文献ノ概要  
(b) 産卵期及ビ産卵場  
(c) 産卵及ビ孵化兒  
(d) 稚 鯛  
(e) 成 鯛  
(ロ)消極的積極的蕃殖保護ニ關スル資料  
(a) 調査文献ノ概要  
(b) 蕃殖保護ニ關スル事項別概要

(ハ)海況ト鯉漁況トニ關スル資料  
(a) 調査文献ノ概要  
(b) 海況ト鯉漁況トノ關係

(ii) 分擔及ビ取纏メ

3、生態調査……………五二  
主旨

(i) 調査事項  
(イ)産卵期及ビ産卵場  
(ロ)稚 鯉  
(ハ)成 鯉

(ニ)洄游移動  
(ホ)鯉ト燈火トノ關係

(ii) 分擔及ビ取纏メ

4、蕃殖ノ保護方法ニ關スル試験調査  
主旨  
試験方法

(II) 底曳網漁獲物調査……………六〇  
主旨

(i) 調査事項  
(イ)試験漁具ノ種類  
(ロ)漁獲物調査  
(ハ)操業狀況

(ii) 調査方法  
(iii) 分擔及ビ取纏メ

(III) 瀬戸内海底質圖及漁場圖ノ作製……………六四  
主旨

(i) 作製方法  
(ii) 記載事項  
(イ)底質圖  
(ロ)漁場圖  
(iii) 分擔及ビ取纏メ

(IV) 漁況ト海況トノ關係調査……………六六



主旨

- (i) 調査事項
  - (イ) 漁況資料ノ蒐集
  - (ロ) 海況ノ調査
    - (a) 横断観測
    - (b) 定地観測
    - (c) 海潮流調査
- (ii) 取纏×

(V) 藻場(あじも)調査……………七二

主旨

- (i) 現状調査
- (ii) 藻場及び其環境調査
- (iii) 藻場ト水族トノ關係
- (iv) あじも蕃殖試験
- (v) 分擔及び取纏×

(VI) 有害漁業ト稱セラルルモノニ付其善處方ニ關スル技術的研究……………七四

(VII) 蕃殖保護並ニ漁獲生産費軽減ニ關スル方策ノ樹立……………七四

第二、重要水族ノ養殖ヲ目的トスル試験調査……………七四

主旨

- (I) 養殖適地調査
- (II) 種苗、供給能力調査
- (III) 養殖試験事項及分擔並ニ方法
- (IV) 水質汚濁調査
- (V) 施行期
- (VI) 取纏×

第三、水産物ノ價値増進ニ關スル試験……………七六

(I) 試験事項及び分擔並ニ施行期

(II) 取纏×

試験調査實施年度表……………七八

### 第一、重要水族ノ蕃殖保護並ニ漁獲生産費軽減ヲ目的トスル試験調査

(I) 重要水族ノ蕃殖保護ニ關スル試験調査

主旨|| 瀬戸内海ニ於ケル重要水族ニ付キ先ヅ現勢調査ヲ行ヒテ既往ヨリ現在ニ至ル漁業ノ消長ト現勢トヲ明カニシ、更ニ生態調査、採捕ノ制限及ビ蕃殖方法ニ關スル試験ヲ施行シ、之等ノ結果ヲ綜合シテ蕃殖保護ニ關スル方策ヲ樹立セントス

(一) 試験調査スベキ魚種

第一次試験調査ヲたひ、いわし、かれひ、ひらめ、えび、かに、たこ、さはら、ぼら、いかノ十種トスルコト

(二) 試験調査施行順序及分擔

(1)、たひ及びいわしニ就テハ各府縣並ビニ中央水試参加ノ上必ず施行シ、其他ノ魚種ニ就テハ各府縣ノ實情ニ鑑ミ適宜撰定シ中央水試ト打合ノ上施行スルコト

(2)、試験調査ハ各魚種共左ノ順序ニヨリ施行スルコト

A、十二年度ヨリ着手スベキ試験調査事項

(イ) 現勢調査

(ロ) 海況ト漁況トノ關係調査

(ハ) 既往ニ於ケル試験調査資料ノ蒐集

B、新ニ經費ヲ得テ十三年度ヨリ着手スベキ試験調査事項

(イ) 消極的蕃殖保護方法ニ關スル試験調査

(ロ) 積極的蕃殖保護方法ニ關スル試験調査

瀬戸内海水産振興協議會(第二回)協定事項

(ハ)生態調査

(三)試験調査方法

- (1) たひ及びいわしニ就テハ左記方法ニヨリ施行スルコト
- (2) たひ、いわし以外ノモノニ付テハ試験調査ヲ施行セントスル府縣ニ於テ夫々立案シ中央水試ト協議ノ上施行スルコト

A、たひニ關スル試験調査

(1)、現勢調査

主旨 たひニ關係ヲ有スル漁業ニ付各府縣ニ於テ漁業組合毎ニ之ガ現勢調査ヲ行ヒ之ヲ綜合シテ瀬戸内海ニ於ケル本漁業ノ變遷、消長並ニ現狀ヲ明カニシ今後ノ試験調査其他諸般ノ基本資料ヲラシメントス

(i) 調査事項

- (イ)漁船及ビ乗組員ニ關スル調査  
各漁業毎ニ其漁船數及ビ乗組員數ヲ調査シたひ漁船ノ現況ヲ調査スルコト(第一表)
- (ロ)漁獲高ニ關スル調査  
各漁業毎ニ魚種別漁獲高ヲ調査シ各漁業ノ漁獲狀況ヲ明カニスルコト(第二表)
- (ハ)月別操業狀況及ビ漁獲高調査  
各漁業ニ就テ月別出漁日數、從漁船數漁獲高ヲ調査シ漁期ニ依ル漁獲ノ狀況ヲ明カニスルコト(第三表)

(ニ)漁場ニ關スル調査

各漁業毎ニ主要漁場ニ於ケル水深底質ヲ調査シ尙漁場推移ノ狀況ヲ明ラカニスルコト、尙漁場位置範圍ヲ別途圖示スルコト(第四表)

(ホ)漁具ニ關スル調査

各漁業毎ニ代表的漁具ニ付構造、大サヲ調査シテ之ヲ略圖ニテ示シ併而漁法ヲ附記スルコト

(ヘ)漁業經濟調査

各漁業ニ就テ起業費及ビ收支ノ狀態ヲ明ラカニスルコト(第五表)

(ト)漁業變遷ニ關スル調査

(a) 水産統計ニヨル調査

能フ限り長期間ニ亘ル漁獲高、漁業者數、漁船數、漁具數ヲ調査スルコト

(b) 文献及ビ古老ニヨル調査

魚問屋ノ水揚帳等ノ諸文献及ビ古老ノ言等ニヨリ、漁具、漁場、漁獲物、漁獲高、魚價、漁期等ノ變遷ヲ調査スルコト(第六表)

(チ)稚鯛ヲ混獲スル漁業ノ調査

稚鯛ヲ混獲スル漁業名、混獲ノ割合、混獲ノ時期等ニ付キ調査ヲ爲シ稚鯛濫獲ノ狀況ヲ明ラカニスルコト(第七表)

(リ)鯛漁業ニ關スル制限禁止ノ申合セ事項調査

漁業組合等ニ於テ繁殖保護ノ見地ヨリ漁業者數、漁場、魚體等ニ關シ制限禁止ノ申合セヲ爲シ





第七表 稚たひヲ混獲スル漁業調査

項目 漁業名	主要漁獲物 ノ種類	稚鯛ノ混獲 セラルル 込數量		最多ク混獲 セラルル 稚鯛ノ 大サ(體重)		稚鯛ノ混獲 ヲ見ル 時期		稚鯛ノ混獲 多キ 時期		稚鯛ノ混獲 多キ 漁場位 置及水深		稚鯛ノ利用 方法	摘 要
		量	重	身 自 至	尾 自 至	身 自 至	尾 自 至	身 自 至	尾 自 至				

第八表 稚たひ漁業ニ關スル制限禁止ノ申合事項調査

項目 申合實施年度	従業者數ニ關 スル制限	漁場ニ關スル 制限禁止	魚體ノ大 サニ 關スル 制限禁止	漁期ニ關スル 制限禁止	使用漁具ニ關 スル 制限禁止	漁法ニ關スル 制限禁止	其他ノ制限 禁止

第九表 産卵場及ビ生育場其他ニ關スル調査

位置 及圍	水深	底質	藻ノ有無	産卵場			期 終 日	最多キ親魚 ノ大サ(體重)	位置 及圍	水深
				産 初 日	卵 盛 日	期 終 日				

底質	藻ノ有無	滞留期間 自 月 日 至 月 日	最多キ稚 鯛ノ大サ (體重)	位置 及圍	水深	底質	藻ノ有無	滞留期間 自 月 日 至 月 日	最多キ鯛ノ 大サ(體重)

記入注意 1. 稚鯛トハ常才魚ヲ云ヒ、幼鯛トハ二年魚、成鯛トハ三年以上ノモノヲ云フ、以下同シ  
 2. 本調査ハ漁業者ノ經驗ニ基ク所見ヲ採取調査ヲ爲スコト  
 3. 場所ハ圖示スルコト



(c) 卵 及 卵 化 兒

文献番號	試驗調查方法	孵化日數(水温)卵及孵化兒ニ對スル觀察、障害等或ハ孵化兒ノ習性等

(d) 稚 鯛

文献番號	生 育 地	滞溜期日	魚 體 ノ 大 小	生 育 地 ノ 狀 況		滞溜中ノ 水 温	生育地ニ於ケル他生物	消 化 管 内 容 物	考 察
				水 深	底 質				

注意 1. 稚鯛トハ當年魚ヲ云フ  
2. 調査ニ依リ判明セル事實ヲ綜合シ生育地ヲ圖示シ之レニ滞溜期日、魚體ノ大サ等ヲ記入スルコト

(e) 生 物 學 的 最 小 形

文献番號	年 齡	體 長	體 重	抱 卵 數	魚 場	漁 期	備 考

(f) 幼 鯛 及 成 鯛 ノ 移 動 (河 游)

文献番號	魚 體 ノ 大 小	漁 場	滞 溜 期 間	移 動 ノ 方 向	水 温	消 化 管 内 容 物	備 考

注意 1. 幼鯛トハ二年魚、成鯛トハ三年以上ノモノヲ云フ  
2. 調査ニ依リ判明セル事實ヲ綜合シ漁場ヲ圖示シ之レニ滞溜期日魚體ノ大サ等ヲ記入ノコト  
3. 河游移動ニ就キ特ニ試驗調査セルモノニ就テハ詳細ニ圖ヲ附シテ記載スルコト

(ロ) 消 極 的 及 積 極 的 蕃 殖 保 護 ニ 關 ス ル 資 料

- (a) 試驗調查文献ノ概要ノ項ハ生態ニ關スルモノト共通トス
- (b) 蕃殖保護ニ關スル事項概要、たひニ付キ魚體ノ大サ、漁期、漁具及漁場等ノ制限禁止、保護區域、築磯又ハ孵化放流等ニ區別シ其ノ試驗概要ヲ記載スルコト

(ii) 分 擔 及 取 纏 メ

各府縣ハ昭和十二年十二月末日迄ニ調査ヲ完了シ中央水試ニ報告スルコト  
中央水試ハ可及的速ヤカニ之ヲ取纏メ各府縣ニ報告スルコト

3、生 態 調 査

主旨ニ産卵孵化ヨリ成魚ニ至ル迄ノ生活史並ニ生態ヲ明カニシ蕃殖保護對策ノ基礎ヲラシムルト共ニ漁獲ノ合理化ニ資セシメ以テ漁業ノ適正ヲ圖ラントス

第十一表

魚 卵 採 集 表										
昭和 年 月 日			縣 水 産 試 驗 場							
觀測線										
採集位置 番 號										
採集時刻										
天 候										
風 力 向										
氣 溫										
表面水溫										
# 比重										
# 水素イ オン濃度										
魚卵總數										
鯛 卵 數										
鯛 卵 發育程度										
注意：觀測點ハ觀測線上ニ圖示スルコト										

第十二表

産 卵 場 細 密 調 査						
昭和 年 月 日			縣 水 産 試 驗 場			
觀測位置						
深 度	項目 深度	水溫	PH	比重	主 ナ ル 生 物	
底 質	Om					
氣 溫						
天 候						
風 向 力						
潮流 向 速						
藻類ノ有 無及其ノ 種類						
鯛 卵 數						
鯛 卵 發育程度						
備 考	鯛ノ産卵状態ヲ觀察スルコト					



(i) 調査事項

(イ)産卵期及産卵場

親鯛ノ生殖腺ノ重量ヲ體重ト比較シ「パーセント」ヲ出シ且ツ其ノ熟否程度ヲ調査スルコト

(ロ)孵化兒及ビ稚仔

(茲ニ稚仔ト稱スルハ孵化後未ダ親鯛型ヲ充分現ハサザルモノヲ云フ)

孵化ヨリ稚鯛生育場ニ至ル迄ノ孵化兒及稚仔ノ移動、習性等ヲ既往ノ試験調査ヲ參考トシテ追求スルコト

調査項目及方法——本項ニ於テハ一定ノ調査項目ヲ設ケズ參加希望府縣夫々獨特ノ方法ヲ考案ノ上實施スルコト  
採集材料ハ標本トシテ保存ノコト

(ハ)稚鯛

(茲ニ稚鯛ト稱スルハ親鯛型ヲナセル當年魚ヲ云フ)

既往ノ調査及當業者ノ言ヨリ推定セラルル時期ニ稚鯛棲息場ト目セラルル漁場ニ於テ適當ナル漁具ヲ使用シ漁獲  
試験ヲ行ヒ且ツ其ノ棲息場ノ諸條件ヲ調査シ又適當ナル漁具ヲ有スル漁船ヲ依囑シ其ノ漁獲物ヲ調査スル一方協  
定ニ依リ定メラレタル魚市場ニ於テ水揚セラレタル鯛ニツキ調査シ此等漁獲物ノ消長ニヨリ稚鯛ノ棲息場及棲息  
時期、魚體ノ大サ、消化管内容物、害敵及成長ニ伴フ移動等ヲ調査スルコト

調査地點——調査地點ハ調査魚市場ト共ニ別ニ協定スルコト

調査期日——稚鯛出現ヨリ十二月迄七ヶ月間

調査方法——(1)自船ニ依ル調査 毎月中旬一回 第十三表及ビ第十五表使用

(2)依囑船ニ依ル調査 毎月十五日 第十四表及ビ第十五表使用

(3)魚市場ニ於ケル調査 毎月一日、十五日 第十五表使用

但シ時化其ノ他止ムヲ得ザル事情アル場合ハ障碍除去後直チニ施行スルコト

(ニ)幼鯛

(茲ニ幼鯛ト稱スルハ産卵年齢ニ達セザル二年魚ヲ云フ)

既往ノ調査及當業者ノ言ヨリ推定セラルル時期ニ幼鯛棲息場ト目セラルル漁場ニ於テ適當ナル漁具ヲ使用シ漁獲  
試験ヲ行ヒ且其ノ棲息場ノ諸條件ヲ調査シ又適當ノ漁具ヲ有スル漁船ヲ依囑シ其ノ漁獲物ヲ調査シ尙ホ一定ノ魚  
市場ニ於テ水揚セラレタル鯛ニツキ調査シ此等漁獲物ノ消長ニヨリ幼鯛ノ棲息時期魚體ノ大サ、消化管内容物、  
害敵及成長ニ伴フ移動等ヲ調査スルコト

調査地點——調査地點ハ調査魚市場ト共ニ別ニ協定スルコト

調査期日——周年(魚市場ノ漁獲物ヨリ判斷シ地方ニ依リ周年調査ヲ要セズ)

調査方法——(1)自船ニ依ル調査 毎月中旬一回 第十三表及第十五表使用

(2)依囑船ニ依ル調査 毎月十五日 第十四表及第十五表使用

(3)魚市場ニ於ケル調査 毎月一日、十五日 第十五表使用

但シ時化其ノ他止ムヲ得ザル事情アル場合ハ障碍除去後直チニ施行スルコト。

(ホ)成鯛

(茲ニ成鯛ト稱スルハ三年以上ノモノヲ云フ)

市場ニ於テ水揚セラレタル鯛ニ付調査シ此等漁獲物ノ消長ニ依リ成鯛ノ棲息場及棲息時期、年齢、魚體ノ大サ、  
生殖腺ノ熟否、抱卵數、消化管ノ内容物、及害敵等ヲ調査スルコト

瀬戸内海水産振興協議會(第二回)協定事項

調査地點——調査地點ハ調査魚市場ト共ニ別ニ協定スルコト

調査期日——周年

調査方法——魚市場ニ於ケル調査 毎月一日、十五日 第十五表使用

(魚市場ニ於ケル調査ノミヲ實施スルコト、希望府縣ハ他ノ調査ヲナスモサマタゲズ)

但シ時化其ノ他止ムヲ得ザル場合ハ障碍除去後直チニ施行スルコト

自船ニ依ル調査方法及調査表記入心得

一、自船ニ依ル調査トハ調査擔當府縣技術者ノ自ラ乗船シテ諸調査ヲ行フモノヲ云フ

二、調査事項ハ第十三表及ビ第十五表記載ノ事項ヲ調査シ夫々記入スルコト

三、調査事項中漁獲物調査以外ノ理化學的調査ハ水産連絡試験要録第二號附録「海洋調査觀測心得並ニ連絡施行事項」ニ依ルコト

四、漁獲物調査方法

(第十五表ノ一部)

尾數	體長	體周	體重
1	13.0	13.8	79
5	13.1	13.4	83
	(65.5)	(67.0)	(4.15)
1	13.3	13.4	79
合計	91.8	94.2	573
平均	13.1	13.5	82

- 1、先ヅ漁獲物全部ヲ魚種別ニ分子夫々其全重量ヲ量リ第十三表ニ記入スルコト
- 2、魚種別ノ全重量ヲ總計シ總漁獲重量トシ第十三表ニ記入スルコト
- 3、鯛ニ付キテハ體長、體周(最大ノ部)、體重ヲ一尾ヅツ測定ノ上第十五表ニ記入ノコト、但シ體長略同一ノモノ多數アル場合ハ各大サ毎ニ一團トシテ其代表ノモノヲ測リ記入シ尾數ニハ其一團ノ全尾數ヲ記入スルコト、尙其ノ下欄ニハ代表ノ體長、體周、體重ニ全尾數ヲ掛ケタル數ヲ記入シテ之レヲ括弧内ニ入ルルコト、合計ニ際シテハ括弧内ノモノヲ加ヘ平均ハ全尾數ニテ合計ヲ割り

テ出スコト。

例示參照ノ事、其ノ他第十五表ノ記入終リテヨリ第十三表ノ相當欄ニ記入ノコト

4、年齢、性別、生殖腺ノ熟否程度等ハ各大サノ鯛ニツキ毎回少ナクモ雌雄一尾宛ニ付調査スルコト、成ル可ク多數ヲ調査スルコト。

5、年齢ノ査定ハ鱗又ハ耳石ニ依リタルカヲ明記スルコト

6、性別ハ生殖腺ノ熟否程度ヲ調査ノ際同時ニ記入スルコト

7、生殖腺熟否程度ハ水産連絡試験要録第二號附録「海洋觀測心得並連絡施行事項」ニ依ルコト

8、鯛以外ノ漁獲物ニ就テハ最大、最小、及ビ最モ多ク漁獲セラレタル大サノモノニツキ體長、體重ヲ測定シ第十三表ニ記入スルコト。

9、消化管内容物調査ハ各種大サノ鯛ニ付キ出來ル丈多數ヲ調査シ第十五表ニ記入スルコト、同時ニ最大ヨリ最小迄ノ任意十尾ノ消化管ヲ取出シ第十五表ノ番號ヲ夫々ニ附シ四%ふをるまりんニテ固定シ中央水試ニ送附スルコト

10、害敵調査ハ同一網ニテ漁獲セラレタル大型魚ニシテ鯛ヲ捕食シ得ルト思惟セラルル魚類ノ消化管内容物ヲ出來ルダケ多數調査スルコト、同時ニ大型魚ニテ多ク現ハレタル二種ヲ選ビソノ最モヨク現ハレタル體型ノモノ(但シ明カニ鯛ヲ捕食シ得ザル體型ナル時ハ大ナルモノ)十尾宛ノ消化管ヲ取り出し四%ふをるまりんニテ固定シ魚種名、採集年月日、場所、漁具等ヲ記載ノ上中央水試ニ送附スルコト

依囑船ニ依ル調査方法及調査表記入心得

一、依囑船ニ依ル調査トハ調査ニ適當ナル漁具ヲ有シ適當ナル時期ニ適當ナル漁場ニ於テ操業スル漁船ヲ依囑シ其ノ漁獲物ヲ調査スルヲ云フ

瀬戸内海水産振興協議會(第二回)協定事項



第 號

たひ魚體測定表

(魚市場其他ニ於ケル調査) 第十五表

調 査 期 日	昭和 年 月 日		調 査 場 所	自船ニ依ルモノ		依歸船ニ依ルモノ		魚市場ニ依ルモノ	調査官署	備 考
	調 査 材 料	第十三表第 號記入		第十四表第 號記入	魚市場ニ依ルモノ	調査官署				
番 號	尾 數	體 長	體 周	體 重	年 齡	性 別	生殖腺ノ 成熟程度	抱卵數	消化管内容物	
合 計										
平 均										
最 大										
最 小										

注意 調査材料欄ノ不要ノ項ハ斜線ニテ消スコト

- 二、調査事項ハ第十四表及第十五表記載ノ事項ヲ調査シ夫々記入スルコト
- 三、其ノ他調査方法及調査表記入心得ハ自船ニ依ル調査方法及調査表記入心得ニ準ズ

魚市場ニ於ケル調査方法及調査記入心得

- 一、魚市場ニ於ケル調査トハ連絡府縣下數ヶ所ニ於テ調査ニ便ナル魚市場(調査員ノ派出ニ便ナルコト、漁獲物ハ成ル可ク一定ノ漁場ヨリ集マル魚市場等)ヲ選定シソコニ水揚セラルル漁獲物中鯛ノミニ就キ調査スルモノヲ云フ
  - 二、調査事項ハ第十五表ノ記載事項ヲ調査シ夫々記入スルコト
  - 三、其ノ他調査方法及調査表記入心得ハ自船ニ依ル調査方法及調査表記入心得ニ準ズ
  - 四、調査市場ニ於テハ毎日ノ鯛ノ水揚高ヲ特ニ依頼シ記入セシムルコト
- (ハ)標識放流ニ依ル洄游移動調査
- 各種大サノ鯛ニ標識票ヲ附シ放流シ之レガ移動洄游ヲ調査スルコト

- 一、標識票ノ種類一昭和十三年度ヨリ實行シ得ラルル様中央ニテ試験シ決定ノ上各府縣ニ通知スルコト
- 二、標識票ヲ施ス箇所一右ニ同ジ
- 三、標識票ノ符號一水産連絡試験第二號附録「海洋觀測心得並ニ連絡施行事項」ニ依ルコト
- 四、標識票ノ番號一右ニ同ジ 但シ年度別ヲ標識票ノ色別ニヨリ區別セントス
- 五、標識魚ノ報告右ニ同ジ
- 六、放流ノ時期及ビ放流尾數

春季	産卵期前	各府縣任意ノ時期	一府縣ノ放流尾數
	産卵期後	右ニ同ジ	二 三年魚以上 百五十尾
秋季	産卵期前	各府縣任意ノ時期	二 三年魚以上 百五十尾
	産卵期後	右ニ同ジ	二 三年魚以上 百五十尾

(ト) 理化學的原因ニ依ル蕃殖阻害程度

理化學的諸原因ニ依リ卵及孵化兒ヨリ成鯛迄如何ニ影響セラレ蕃殖ヲ阻害スルカヲ探求スルコト

(a) 水質汚濁調査

第二養殖試験ニ於ケル水質汚濁調査ト關聯シ産卵、孵化、生育ニ對シ油類其ノ他ノ汚濁水ノ加害程度等ニ付實狀ヲ具體的ニ調査スルコト

(b) 物理的刺戟ニ對スル試験調査

卵及ビ孵化兒ノ震動(波浪等)ニ依ル被害程度或ハ稚鯛及成鯛ノ水温ニ對スル抵抗等其ノ他蕃殖ニ阻害アリト思惟セラルル諸種ノ生態的試験ヲ行フコト

(ii) 施行期及分擔

左記施行期及分擔表ニ據ル

(iii) 取纏メ

(イ) 各府縣ハ上記試験調査事項ニ就キ完了ノ都度之ヲ取纏メ中央水試へ報告スルコト、中央水試ハ各府縣ノ分ヲ綜合

取纏メ報告スルコト

(ロ) 漁期、産卵期、産卵場、洄游移動、標識放流等即時報告ヲ必要ト認ムル主要事項ハ其ノ都度互報又ハ中央ヨリ速報スルコト

施行期及分擔表 (其ノ一)

調査事項	大阪	兵庫	岡山	廣島	山口	福岡	大分	愛媛	香川	徳島	和歌山	中央
(イ) 及産卵期場 海洋調査=依ル調査	13~14	13~14	13~14	13~14	13~14	13~14	13~14	13~14	13~14	13~14	13~14	
産卵場ニ於ケル調査	13~14	13~14	13~14	13~14	14	13	14	13~14	14	13	14	
産卵場細密調査	14	14	15	14	15	14	15	14	15	14	15	
(ロ) 孵化兒及稚仔												
自船=依ル調査	13	13	14	13	14	13	14	13	14	13	14	
依囑船=依ル調査	13	13	14	13	14	13	14	13	14	13	14	
魚市場ニ於ケル調査	13~14	13~14	13~14	13~14	13~14	13~14	13~14	13~14	13~14	13~14	13~14	
(ハ) 稚鯛												
自船=依ル調査	14	14	13	14	13	14	13	14	13	14	13	
依囑船=依ル調査	14	14	13	14	13	14	13	14	13	14	13	
魚市場ニ於ケル調査												
(ニ) 幼鯛												
自船=依ル調査												
依囑船=依ル調査												
(ホ) 成鯛												
自船=依ル調査												
依囑船=依ル調査												

調査事項數	魚市場ニ於ケル調査									
	昭和三十四年度	昭和三十四年度	昭和三十四年度	昭和三十四年度	昭和三十四年度	昭和三十四年度	昭和三十四年度	昭和三十四年度	昭和三十四年度	昭和三十四年度
魚市場ニ於ケル調査	13~14	13~14	13~14	13~14	13~14	13~14	13~14	13~14	13~14	13~14
(ハ) 標識放流ニ依ル調査	2	6	5	6	5	6	5	6	6	5
(ニ) 理化學的原因ニヨル蕃殖阻害ノ程度	2	6	6	6	6	6	6	6	6	6
魚市場ニ於ケル調査ハ稚鯛、幼鯛、成鯛ノ三調査共通トシ一府縣調査箇所ニケルトス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
依囑船ニ依ル調査ハ一調査ニケル所六ヶ一隻トス										

施行期及分擔表 (其ノ二)

(a) 産卵場ニ於ケル調査	昭和十三年度分擔府縣	昭和十四年度分擔府縣
産卵場		
一、友ヶ島水道—紀伊水道間	徳島	和歌山
二、播磨灘	兵庫	兵庫
三、燧灘	廣島	愛媛、廣島、香川
四、伊豫灘	愛媛	大分
五、周防灘	福岡	山口

(b) 孵化兒及稚仔

昭和十二年度ヨリ中央水試ニ於テ實驗的ニ之レガ調査ヲ行ヒ其ノ結果ハ速カニ報告スルコト、希望府縣ノミ參加シ昭和十三年及十四年ニ調査ヲ行ヒ中央水試ニ報告スルコト

(c) 理化學的原因ニ依ル蕃殖阻害程度

昭和十二年ヨリ中央水試ニ於テ之レヲ行ヒ試驗完了毎ニ速ニ報告スルコト、希望府縣ノミ參加ノコト

4、消極的蕃殖方法ニ關スル試驗調査

主旨—連絡府縣及中央水試分擔ノ下ニ差當リ稚鯛ヲ濫獲シ其ノ蕃殖ニ支障ヲ及ボスト思惟セラルル曳網類ノ網目ノ相違ニ依ル漁獲状態ヲ試驗シ且ツ生活史等調査ノ結果並ニ漁業經濟上ヨリモ考慮シ以テ蕃殖保護上必要ナル網目ヲ制定セムトス

(イ) 稚魚損耗試驗

網目ヲ脱出セル稚魚ガ損傷ヲ蒙リ大部分斃死スルモノトスレバ網目ヲ制限スルモ蕃殖保護上效果ヲ齎ラサザルヲ以テ網目試驗施行ニ先立チ稚魚損耗試驗ヲ行フコト

試驗方法及取纏メ—中央水試ニテ試驗方法ヲ考案ノ上施行スルコト

昭和十三年度中ニ試驗ヲ終了シ速ニ其ノ結果ヲ發表スルコト

(ロ) 網目試驗

底曳網漁獲物調査及生活史等ノ調査ニ依リ重要魚種ノ稚魚生育場ヲ明カニシ網目ノ制限ニ依ル之等稚魚保護策ヲ樹立セムトス

試驗スベキ漁具ノ種類及分擔並ニ試驗調査方法—現勢調査、底曳網漁獲物調査等ノ結果ニ基キ中央水試ニテ立案

瀬戸内海水産振興協議會(第二回)協定事項

シ協定スルコト、(但シ昭和十四年度施行ノ豫定)

5、積極的蕃殖方法ニ關スル試験調査

主旨ニ積極的蕃殖策ヲ講究スルタメ有效適切ナル保護區域及築磯ニツキ試験調査セントス

(イ)保護區ニ關スル試験調査

(a) 分擔及施行期ニ各府縣ハ現況調査ヲ昭和十二年内ニ、保護區設置ノ立案ヲ十五年度迄ニ行ヒ中央水試ハ之方取  
纏メヲ行フコト

(b) 現況調査ニ既往及現在ノ禁漁區ニシテ有效ナリシモノニツキ左記事項ヲ調査スルコト(特ニたひニ就キ調査ス  
ルコト)

(1)蕃殖保護ノ目的トナル水族名

(2)位置、地形、區域(面積)

(3)水深、海底ノ状態

(4)水温、比重、潮流

(5)保護方法、期間、效果

(c) 保護區設置ニ關スル立案(禁漁區)

(1)各府縣ハ生態調査、各種ノ試験結果並ニ前項現況調査ノ結果等ヲ綜合シ保護區トシテ適當ナル場所、區域、  
期間ヲ定メ調査成績ト共ニ中央水試ヘ報告スルコト

(2)中央水試ハ各府縣ノ報告ヲ綜合檢討シ立案ノ上更ニ協議スルコト

(ロ)築磯ニ關スル試験調査

(a) 分擔及施行期 各府縣ハ現況調査ヲ昭和十二年内ニ行ヒ、中央水試ニ報告シ、中央水試ハ全部ヲ取纏メ試験事  
項ヲ立案スルコト

(b) 現況調査 既往及現在ニ於テ有效ナル築磯ニツキ左記事項ヲ調査スルコト(特ニたひニツキ調査スルコト)

(1)築磯ニ依リ蕃殖ヲ計ラントスル水族名

(2)築磯ノ構造、形態、大サ、方法

(3)築磯設置ノ時期、設置ノ方法

(4)設置場ノ位置、地形

(5)水深、海底ノ状態

(6)水温、比重、潮流

(7)築磯設置後ノ變遷

(8)效果持續期間

(c) 築磯設置ニ關スル立案

前項調査ノ結果ハ之ヲ中央水試ニ報告スルコト、中央水試ハ之ヲ綜合シ更ニ各地ノ實例其ノ他ヲ加味シ試験トシ  
テ實施スベキ築磯及試験事項並ニ方法ヲ立案シ更ニ協議スルコト

6、海況ト漁況トノ關係調査

主旨ニ海況ト漁況トノ關係ヲ明カニシ、漁獲生産費輕減ノ基礎ヲラシムルト共ニ生態調査上ノ資料ニ供セントス

(i) 調査事項及方法

別項第(Ⅳ)項ニ據ルコト

## B いわしニ關スル試験調査

### 1 現勢調査

主旨ニ鱈漁業ニ付漁業組合毎ニ現勢調査ヲ行ヒテ其ノ現況ヲ明ラカニシ今後ノ試験調査其ノ他諸般ノ基本資料ヲラシメ  
ントス

#### (i) 調査事項

- (イ) 漁船及乗組員ニ關スル調査  
各漁業毎ニ其ノ經營者數、乗組員數、及漁船ヲ調査シ鱈漁業ノ概況ヲ調査スルコト(第十六表)
- (ロ) 漁獲高ニ關スル調査  
各漁業毎ニ其ノ魚種別漁獲高ヲ調査シ其ノ漁獲狀況ヲ明ラカニスルコト
- (ハ) 月別操業狀況及ビ漁獲高調査  
各漁業ニ就テ月別漁獲高、從漁日數及操業船數等ヲ調査シ各魚種ノ漁期ヲ明ラカニスルコト(第十七、十八表)
- (ニ) 漁場ニ關スル調査  
各漁業ニ就テ主要漁場ヲ調査シ漁場推移ノ狀況ヲ明カニスルコト尙漁場位置範圍圖ヲ別途圖示スルコト(第十九表)
- (ホ) 漁具ニ關スル調査  
各漁業毎ニ其ノ代表的漁具ニ就テ其ノ構造、大サヲ調査シ之ヲ略圖ニ依リテ示スコト、併而漁法附記ノコト
- (ヘ) 漁業經濟調査  
各漁業ニ就テ起業費及收支ノ狀態ヲ明ラカニスルコト(第二〇表)
- (ト) 漁業變遷ニ關スル調査

各種文献及ビ魚問屋ノ水揚帳等ニ依リ漁業ノ變遷ニ關スル資料ヲ蒐集スルコト(第廿一表)

#### (チ) 漁業ニ關スル制限禁止申合せ事項調査

漁業組合等ニ於テ繁殖保護ノ見地ニ基キ漁業者數、漁場、魚體等ノ制限禁止ノ申合せ事項アラバ其事項及成績  
ノ概況ヲ調査スルコト(第廿二表)

#### (リ) 産卵場及稚鱈ノ生育場其ノ他ニ關スル調査

鱈生態調査ノ豫察調査資料トシテ産卵場、稚鱈ノ生育場等ニ關シ漁業者ニ付キ聴取調査ヲナスコト(第廿三表)

#### (ヌ) 洄游移動調査

各鱈ニ就テ稚鱈及成鱈ニ分チ洄游移動ノ狀況ヲ漁業者ニ就テ聴取調査ヲ爲スコト、茲ニ稚鱈トハ臍囊吸收後體  
長五糎未滿ノモノヲ云フ(第廿四表)

#### (ii) 調査方法

- (イ) 本調査ハ昭和十二年中ニ既往一ケ年ノ事實ニ基キ調査スルコト、但シ止ムヲ得ザル場合ハ二ケ年ニ亘ルヲ妨ゲ  
ズ此場合ハ其ノ旨中央水試ニ報告スルコト
- (ロ) 各府縣ニ於テ縣水試ノ外縣郡市水産會等ト連絡シ各漁業組合毎ニ現在判明セル程度ニ於テ現勢調査ヲ爲スコト
- (ハ) 調査ハ漁業組合役員ニ依ル外豫メ組合ニ委囑シ各漁業別ニ當該漁業者兩三名ヲ組合事務所ニ招致聴取スル方法  
ヲ執ルコト

但シ止ムヲ得ザル場合ハ書面調査ニ依ルヲ得此場合ハ其旨附記スルコト

#### (iii) 分擔及取纏メ

調査ハ各府縣ニ於テ夫々取纏メ昭和十三年三月末迄ニ中央水試ニ報告シ中央水試ハ全部ヲ取纏メ報告スルコト

瀬戸内海水産振興協議會(第二回)協定事項





第二十表 漁業經濟調査

項目 漁業別	起業費		漁期 自 月 至 月	一統又ハ一 隻平均漁獲 金高	一統又ハ一 隻平均 燃料費	損 漁業者 所得	益 漁夫一 人所得	摘 要
	總計	漁船 漁具						
	円	円		円	円	円	円	

記入注意 成績普通ノモノノ業態ニ付キ一漁期間(又ハ一年間)收支ヲ記入スルコト  
摘要ニハ各漁業ノ増減傾向及其年ニ於ケル漁業ノ豊凶ヲ記スルコト

第廿一表 いわし漁業變遷ニ關スル調査

項目 年度	漁獲高		主要漁業名及其 統數又ハ船數	從漁者數	漁期 自 月 至 月	漁場	摘 要
	數量	金額					
	員	円		人	自 月 至 月		

記入注意 成ルベク古クヨリ記入スルコト  
摘要ニハ漁業ノ變遷並ニ漁獲ノ増減理由等ノ外其出所又ハ何統計ニ據リタルカラ記スルコト

第廿二表

いわし漁業ニ關スル制限禁止申合セ事項調査

項目 施行年度	從漁者數ニ關 スル制限	漁場ニ關スル 制限禁止	魚體ノ大サニ 關スル制限禁 止	漁期ニ關スル 制限禁止	使用漁具ニ關 スル制限禁止	漁法ニ關スル 制限禁止	其ノ他ノ 制限

第廿三表

産卵場・稚鱈ノ生育場其ノ他ニ關スル調査

産 位置及 範圍	卵		場		稚 位置及 範圍	鱈 水深	ノ 底質	生 滞 留 期 間		場 位置及 範圍	幼 位置及 水深		及 底質	成 位置及 水深		鱈 滞 留 期 間	接 位置及 範圍	息 滞 留 期 間	場 位置及 範圍
	有無	産 初 月 日	卵 盛 月 日	終 月 日				自 月 日	至 月 日		自 月 日	至 月 日							

記入注意 1. 稚鱈トハ當歳魚ヲ云ヒ幼鱈成鱈トハ二年魚以上ノモノヲ云フ以下同ジ  
2. 本調査、漁業者ニ付聴取調査ヲ爲スコト  
3. 水深、尋(1尋ハ5尺)ニテ示スコト

第十四表 河游移動調査

稚 鯉	ノ	移 動	幼 鯉	及 成 鯉	ノ	移 動

記入注意 産卵孵化ヨリ稚鯉ノ河游移動ノ状態ヲ成ルベク詳細ニ記入スルコト

2 既往ノ調査資料蒐集

主旨

試験調査資料ヲ蒐集シテ鯉ノ生活史並ニ生態調査ノ参考ニ供セントス

(i) 調査資料

左記調査表ニ據リ調査スルコト

(イ) 生態ニ關スル資料

(a) 調査文献ノ概要 (生態ニ關スルモノ、積極的並ニ消極的蕃殖ニ關スルモノ、海況ト鯉トニ關スルモノ)

番 號	文 献 表 題	著 者 氏 名	発行又ハ 載 記	年 月 日	調査又ハ 試 験	年 月 日
目 的						

方 法	
結 果	
摘 要	

- 注意
1. 以下文献表題ノ代リニ番號ヲ使用スルコト
  2. 摘要欄ニハ印刷又ハ謄寫印刷等ノ區別及復命書又ハ報告發行又ハ未發行ノ分ニ付記載スルコト
  3. 方法欄ハ著者自ラ調査セルモノ、他人ノ言、或ハ文献ヲ調査セル等區別ヲ明ニスルコト

(b) 産卵期及産卵場ニ關スルモノ

鯉ノ種別	文献 番號	産 卵 場	産 卵 期	産 卵 場			其 他
				水 温	鹽 分	比 重	

注意 調査ニヨリ判明セル事實ヲ綜合シテ産卵場ヲ圖示シ之ニ産卵期ヲ記入スルコト

(c) 卵並ニ孵化兒ニ關スルモノ

鯉ノ種別	文献 番號	一尾ノ産卵數	孵化日數	孵化水温	孵化兒ノ行動	其 他

(d) 稚鱈ニ關スルモノ

鱈ノ種別	文献 番號	生 育 場	海 況	食 餌	外 敵	其 他

(e) 成鱈ニ關スルモノ

鱈ノ種別	文献 番號	水 平 移 動	深 淺 移 動	適 水 温	盛 漁 期	其 他

注意 漁場位置、洄游移動状況等ハ必ず之ヲ圖示スルコト

(ロ) 極的積極的蕃殖保護ニ關スル資料

- (a) 調査文献ノ概要  
調査文献ノ項ハ生態ニ關スルモノト共通トス
- (b) 蕃殖保護ニ關スル事項別概要  
漁場、漁具、魚體ノ大小ニ關スル制限禁止、禁漁區等ニ區別シ其ノ成績ノ概要ヲ記載スルコト
- (ハ) 海況ト鱈漁況トニ關スル資料

(a) 調査文献ノ概要

前項ニ同ジ

(b) 海況ト鱈漁況トノ關係

海況ト鱈漁況トノ關係要領ヲ記載スルコト

(ii) 分擔及取纏メ

各府縣ハ昭和十二年十二月末日迄ニ調査ヲ完了シ中央水試ニ報告スルコト

中央水試ハ可及的速ニ之ヲ取纏メ各府縣ニ報告スルコト

3、生態調査

主旨

まいわし、かたくちいわし、うるめいわしニ就キ、産卵孵化ヨリ成魚ニ至ル迄ノ生活史並ニ生態ヲ明カニシ蕃殖保護對策ノ基礎ヲラシムルト共ニ漁獲ノ合理化ニ資セシメ以テ漁業ノ適正ヲ圖ラントス

(i) 調査事項及方法

(イ) 産卵期及産卵場

(a) 産卵場ニ於ケル調査

豫察調査ノ結果略々推定シ得タル産卵場（一府縣内ニ多數存在スル場合ハ適當ナル二、三箇所ヲ選定ス）ニ於テ試験船（調査員必ズコレニ便乗スルコト）或ハ委囑船ニヨツテ次ノ如ク實地調査ヲ行フコト  
卵ノ採集方法

瀬戸内海水産振興協議會(第二回)協定事項

前記産卵場ニ於ケル數箇所ノ観測點ニテ各々表層水ヲ一斗「バケツ」十杯宛「プランクトンネット」ニテ濾過シテ卵ヲ採集スルコト

卵ノ採集時期

産卵場ニ於テハ四、五、六月及九、十、十一月ハ毎月二回(十日、二十五日)、他ノ月ハ毎月一回(十日)採集スルコト

卵ノ處理

採集セシ卵ハ總テ一%ノ「フォルマリン」液漬トナス、まいわし、かたくち、うるめノ卵(臍囊吸收前ノ稚仔モ含ム)ハ豫メ調査員ノ手許ニ配布セル發生階梯圖或ハ標本(中央水試ニテ作製ス)ノ階級別ニ調査シ鱚以外ノ卵ハ總テ中央水試ヘ送付スルコト

調査事項

第廿五表ニ據ルコト

(b) 産卵場外ニ於ケル調査

海洋観測ノ際「プランクトンネット」内ニ鱚卵混入セシ際ハ必ズ卵ノ種類、數量、發育程度等ヲ觀察シ、海洋観測表備考欄ニ記入スルコト

(ロ) 稚魚調査(稚魚トハ臍囊吸收後體長五糎未滿ノモノ)

(a) 稚魚成育場ニ於ケル調査

豫察調査ノ結果略々推定シ得タル稚魚生育場(一府縣内ニ多數存在スル場合ハ適當ナル二、三箇所ヲ選定ス)ニ於テ試験船(調査員必ズコレニ便乗スルコト)或ハ委囑船(シラス網漁業船)ニヨリ次ノ如ク實地調査ヲ

第廿五表

いわし卵調査表

調査年月日 昭和 年 月 日		調査員氏名	
縣水産試験場			
漁場名			
採集位置 (採集符號)			
採集時刻			
天候			
風向			
風力			
氣温			
表面水温			
潮流	方向		
	速度		
鹽分			
實測値 換算	比重		
	動物性 植物性	プランクトン	
魚卵總數			
まいわし	數		
	發育程度		
かたくち卵	數		
	發育程度		
うるめ卵	數		
	發育程度		
混入セル稚魚			
備考	記入注意 1. 採集位置ハ圖示スルコト 2. 「プランクトン」ハ動物性多シ、植物性多シ、ノ程度ニテ可 3. 鱚卵ノ發育程度ハ配付ノ「發生階梯圖」ニ依ル		

第廿七表 いわし成魚調査表

縣水産試験場													
操業年月日及時刻			漁場位置			漁具ノ種類							
昭和	年	月	日	自	前	時	分	至	前	時	分	午後	午後
				午後	午後	時	分						
漁具ノ大サ			漁獲物全重量			漁獲状況							
			グラム			良、並、不良 <small>(不要字)</small> 句抹殺							
天候	風向	風力	表面水温	潮		鹽分							
				方向	速サ								
比重		漁場プラ ンクトン	胃内容物			鱈群ヲ追 索スル魚 類ノ有無							
實測値	換算		まいわし	かたくち	うるめ								
漁獲物ノ分類	魚種	全重量	總漁獲重量ニ對スル%	最大		最小		最モ多ク現レタルモノ					
				體長	體重	體長	體重	體長	體重				
	まいわし												
	かたくち												
	うるめ												
調査員氏名													
備考 記入注意 1. 漁場位置ハ圖示スルコト 2. 漁場ノ「プランクトン」ハ動物性ノモノ多キカ植物性ノモノ多キカノ判定ニテ可 3. 胃内容物ハ種類不明ノ場合ハ色ヲ記載スルモ可ナリ													

瀬戸内海水産振興協議會(第二回)協定事項

第廿六表 いわし稚魚調査表

縣水産試験場													
操業年月日及時刻			漁場位置			漁具ノ種類							
昭和	年	月	日	自	前	時	分	至	前	時	分	午後	午後
				午後	午後	時	分						
漁具ノ大サ			漁獲物全重量			漁獲状況							
			瓦			良、並、不良 <small>(不要字)</small> 句抹殺							
天候	風向	風力	表面水温	潮		鹽分							
				方向	速サ								
鹽分	比重		プランクトン	鱈稚魚ヲ食ス可 レル魚種									
	實測値	換算		動物性	植物性								
漁獲物ノ分類	魚種	全重量	總漁獲重量ニ對スル%	最大		最小		最モ多ク現レタルモノ					
				體長	體重	體長	體重	體長	體重				
	まいわし稚魚	瓦											
	かたくち稚魚												
	うるめ稚魚												
調査員氏名													
備考 記入注意 1. 漁場位置ハ圖示スルコト 2. 「プランクトン」ハ動物性「多シ」植物性「少シ」ノ程度ノ記載ニテ可ナリ													

水産連絡試験要録 第九號

第十八表

わ し 測 定 表

鱈ノ種類	採集年月時刻	漁場位置	天候	表面水温	年		胃内容									
					年	魚										
番號	體長	體重	性 卵巢否	番號	體長	體重	性 卵巢否	番號	體長	體重	性 卵巢否					
1					41			61				81				
2					42			62				82				
3					43			63				83				
4					44			64				84				
5					45			65				85				
6					46			66				86				
7					47			67				87				
8					48			68				88				
9					49			69				89				
10					50			70				90				

鱈ノ種類	採集年月時刻	漁場位置	天候	表面水温	年		胃内容									
					年	魚										
番號	體長	體重	性 卵巢否	番號	體長	體重	性 卵巢否	番號	體長	體重	性 卵巢否					
11					51			71				91				
12					52			72				92				
3					53			73				93				
14					54			74				94				
15					55			75				95				
16					56			76				96				
17					57			77				97				
18					58			78				98				
19					59			79				99				
29					60			80				100				

記入注意  
1. 鱈ノ種類ハ必ず明記スルコト  
2. 一種類ニ付キー一枚ヲ使用スルコト

測定者氏名

行フコト

稚魚ノ採集方法

協定セル稚魚生育場ノ成ル可ク一定ノ場所ニテ「シラス」網ヲ使用シテ稚魚ヲ採集スルコト

稚魚ノ採集時期

瀬戸内海水産振興協議會(第二回)協定事項

五、六、七及十、十一、十二月ハ毎月二回(十日、二十五日)採集スルコト  
稚魚ノ處理

採集セシ稚魚ハ總テ四%ノ「フォルマリン」液漬トナス

まいわし、かたくち、うるめノ各魚種及ビ鱈群ト混獲サレシ鱈以外ノ稚魚ハ種類別ニ調査スルコト

調査事項

第廿六表ニ據ルコト

(ハ) 成魚(成魚トハ體長五種以上ノモノ)

(a) 成魚漁場ニ於ケル調査

豫察調査ニヨリ推定シ得タル鱈好漁場(一府縣内ニ多數存在スル場合ハ適當ナル二、三箇所ヲ選定ス)ニ於テ  
試験船(調査員必ズコレニ便乗スルコト)或ハ委囑船ニヨツテ次ノ如ク實地調査ヲ行フコト

成魚ノ採集方法

協定セル漁場ニテ適當ノ漁具ヲ使用シ成魚ヲ漁獲スルコト

採集ノ時期

毎月一回(十五日)トス

處理

採集セル成魚ハ總テ四%ノ「フォルマリン」液漬トナシまいわし、かたくち、うるめ及鱈以外ノ各種魚類ハ別  
々ニ數量ヲ測定スルコト

調査事項

第廿七表ニ據ルコト

成魚採集ニ伴フ調査

卵、稚魚ノ場合ト同様ノコト

(b) 稚魚生育場以外ニ於ケル調査

海洋觀測ノ際「プラシクトンネット」内ニ鱈稚魚混入セシ際ハ必ズソノ種類、大サ、數量等ヲ觀察シ海洋觀測表備

考欄ニ記入スルコト

(ニ) 洄游移動ニ關スル調査

(a) 標識放流ニ據ル調査

まいわし、かたくちニ就キ昭和十四年春季各府縣共一齊ニ標識放流ヲ行フコト

標識方法及放流時期、調査表ハ追テ中央水試ニテ決定通知スルコト

(ホ) 鱈ト燈火トノ關係ニ關スル試験

鱈ガ燈火ニ誘引セラル、程度ヲ試験シ、鱈焚寄網ノ漁獲能率ヲ知り鱈焚寄網漁業ト定置漁業トノ關係ヲ明カニ

センガ爲メ適當ナル具體的試験計畫ヲ樹立スルコト

(a) 水槽試驗

水槽内ニ放養セシ活鱈ニ對シ各種光度ノ光源ヲ使用シテ趨光試験ヲ行フコト

最適ナル具體案ハ追テ考究ノ上協議スルコト

(b) 漁場ニ於ケル試験

試験船二隻ヲ使用シテ試験スルコト、シ、中央水試ニ於テ具體案ヲ講究ノ上協議スルコト

瀬戸内海水産振興協議會(第二回)協定事項



(ii) 分擔及取纏メ

本調査ハ關係各府縣ニ於テ昭和十三、十四ノ二箇年間施行シ調査ノ都度調査表ニ記入シ中央水試ニ報告スル外、各年ノ成績ヲ取纏メ中央水試ニ報告シ、中央水試ハ全體ノ取纏メヲナスコト

4、蕃殖保護方法ニ關スル試験調査

主旨

鱒漁業ノ堅實ナル發達ヲ計ランガ爲メ適切ナル蕃殖保護方策ヲ樹立セントス

試験方法

漁具ノ構造、數量、漁場、漁期、漁法等ノ制限、害敵ノ驅除等ニ付、生態調査ノ結果其他ヲ參考トシ、中央水試ニテ適當ナル試験調査方法ヲ立案シ協定ノ上昭和十四年度又ハ十五年度ニ實施スルコト

(II) 底曳網ノ漁獲物調査

主旨

瀬戸内海ニ於ケル重要漁業タル底曳網漁業ニ依リ採捕セラル、漁獲物ヲ調査シ底棲生物ノ分布、相互關係、漁獲率等ヲ知り以テ各水族ノ蕃殖保護ニ關スル方策樹立ノ資ニ供セントス

(i) 調査事項

(イ) 試験漁具ノ種類

各府縣ニ於テ蕃殖保護上關係ヲ有スル底曳網(手繰網、藻手繰網、蝦漕網等)ヲ撰定施行スルコト  
但シ調査期間中ハ成ル可ク同一漁船、漁具ヲ使用スルコト

(ロ) 漁獲物調査

種類、大サ(體長、體重)數量、(尾數)、單價(種類別)等ニ付キ調査スルコト

水族名ハ左記方法ニ依ルコト

方法

- (a) 先ヅ關係府縣ニ於テ底曳網其他ニ依リ漁獲セラレタル水族ノ標準和名及學名ヲ調査スルコト  
尙其地方名ヲモ調査ノ上地名ト共ニ附記スルコト
- (b) 標準和名及學名ヲ附スルニ當リテハ適當ナル書籍ニ依ルコト(書籍ハ追テ決定ノコト)
- (c) 右書籍ニ依ルモ尙不明ナル場合ハ三尾(海藻ハ押葉標本トシテ二枚)以上ヲ標本トシテ中央水試ヘ送付スルコト、標本ハ原形ヲ失ハザル様固定ニ際シテ注意スルコト
- (d) 蝦蟹類及ビ介類ハ七〇%ノ「アルコール」ニテ、魚類ハ四〇%ノ「フォルマリン」ニテ固定スルコト但シ送付ヲ受ケタル標本ハ之ヲ中央水試ニ保存スルコト
- (e) 中央水試ハ右標本ヲ査定シタル上寫眞ヲ撮リ標準和名及學名ヲ附シ之ヲ送付縣ニハ勿論必要ニ應ジ各府縣ニ配布スルコト
- (f) 調査終了後關係各府縣ハ夫々重要水族ノ和名及學名ヲ整理ノ上其ノ地方名ト地名トヲ其ノ下ニ附シ中央ニ送付スルコト
- (g) 中央水試ハ之ヲ取纏メ前記書籍ハ圖及記載アルモノト其所在場所ヲ明カニ記入シ圖及記載ナキモノハ寫眞及簡單ナル記載ヲ附シ之等ニ地方名ト其地名ヲ附シ瀬戸内海ノ標準水族名及其方言集ヲ作製シ關係府縣ニ配布スルコト

第 號 底曳網操業狀況調査表 (第卅表乙表)

關係組合					漁 具
漁 場					漁 船 數
月 別	出漁船數	出漁日數	漁 獲 高	備	考
1 月					
2 月					
3 月					
4 月					
5 月					
6 月					
7 月					
8 月					
9 月					
10 月					
11 月					
12 月					
合 計					
備					
考					

瀬戸内海水産振興協議會(第二回)協定事項

(ハ)操業狀況

漁船數、出漁船數(月別)、出漁日數(月別)、漁獲高(月別)、等ニ付キ調査スルコト

第 號 底曳網漁物調査表 (第卅表甲表)

年月日 操業時刻	昭昭年 月 日	自午前 至午後	時 分	時 分	漁場名 及 操業區域				
漁 具	漁具ノ大サ		投網回数 及 曳網速度						
漁業ノ状態	良、並、不 良	天 候	氣 温		水 温				
總漁獲重量	深 度		底 質		觀測位 置及ビ 時刻				
種類名	全重量	總漁獲 重量ニ 對スル 百分率	最 大	最 小	最モ多ク現 レタルモノ		單 價	經 濟 的 順 位	備 考
			體長	體重	體長	體重			
		%							ハ 回 シ 刻 ス ル 一 回 中 一 時 間 内 に 何 れ の 位 置 に 於 て 操 業 シ タ コ ト

水産連絡試験要録 第九號  
記入注意 記入方法ハ鯛、鯉ノ調査表ニ準ス

調査官署 縣水産試験場 調査員

(ii) 調査方法

- (イ) 周年ヲ通シテ毎月十五日一回施行ノコト、但シ時化其他ノ事情ニテ操業不能ナル時ハ該事情ノ除去セラル、ヲ待チ速ニ施行ノコト
- (ロ) 各府縣ニ於テ當該漁場中蕃殖保護上重要ト認ムル漁場毎ニ調査スルコト
- (ハ) 操業狀況ニ關シテハ調査地漁業組合ノ外同一漁場ニ出漁スル他ノ漁業組合ノ分ヲモ加算スルコト
- (iii) 分擔及取纏メ
- 調査ハ各府縣ニ於テ昭和十三年ヨリ着手シ十四年迄ニ取纏メ各府縣並ニ中央水試ニ報告シ、中央水試ハ全部ヲ取纏メ發表スルコト

(iii) 瀬戸内海底質圖及漁場圖ノ作製

主旨 瀬戸内海全般ニ亘ル海底ノ狀況並ニ重要水族ノ漁場、産卵場等ノ分布状態ヲ知り内海ニ於ケル今後ノ試験調査實施上ノ資料ヲラシメントス

- (i) 作製方法 各府縣ハ左記ノ材料ニ依リ、夫々ノ地先海面ニ付水路部發行ノ海圖第百號〔A東部ヲ用ヒ之レニ追加補正並ニ必要事項ノ記入ヲ行フコト
  - (イ) 既往ニ於ケル試験調査研究ノ資料
  - (ロ) 關係技術者ノ經驗知識
  - (ハ) 當業者ノ經驗知識
  - (ニ) 新規調査ニ依ル資料
- (ii) 記載事項

圖面ハ底質圖ト漁場圖トノ二種トシ別々ニ作成スルコト

(イ) 底質圖

海底ノ状態ヲ明カニスル爲メ左記ノ記入ヲ行フコト

(a) 深度……干潟、五米、十米、十米以上十米毎ニ等深度線ヲ記入スルコト

(等深度線ノ兩端ニ深度ノ數字ヲ示ス)

(b) 底質及底棲生物……昭和五年十月水産連絡試験第二回打合會決定、海洋調査心得並ニ連絡施行事項「海底ノ調査」中ニ協定セラレタル漁場底質記號並ニ表示方法ニヨルコト

(即チ底質ハ十七種ノ色彩記號ヲ以テ表示ス)

(c) 海底沈設物……築磯、魚礁、沈船等アル場合ニハ其位置ヲ左ノ記號ヲ以テ記入スルコト



(ロ) 漁場圖

漁業ノ狀況ヲ明カニスル爲メ左記ノ記入ヲ行フコト

(a) 主要漁場……前記協定魚種十種ニ付其ノ主要漁場ヲ調査スルコト、シ、表示方法ハ左記ニヨルコト

(1) 中央水試ヨリ配布セル海圖ハ魚種毎ニ別圖ヲ使用シ漁場ノ範圍ハ細キ實線ニテ表シ且移動ヲ示ス必要アル場合ハ漁場範圍ノ細線ニ跨リ月ヲ示ス數字ヲ記入スルコト

(2) 魚種ノ表示記號ヲ左ノ如ク定ム



- (b) 産卵場……漁場表示ト同一記號及方法ニヨリ記入シ其範圍ヲ薄赤色ニ塗り潰スコト
- (c) 海況……各府縣地先海面、島嶼ノ附近、主要漁場等ニ於ケル表層ノ潮流ノ方向ハ矢印ヲ以テシ、速度ハ數字ヲ以テ表示スルコト

(iii) 分擔及取纏メ

各府縣ハ夫々ノ地先海面ニ付、上記ノ圖面ヲ作製シ、昭和十三年三月迄ニ中央水産試験場ニ送付シ、中央水産試験場ハ之レヲ取纏メ全般圖ヲ作成配布スルコト

(IV) 漁況ト海況トノ關係調査

主旨

瀬戸内海ニ於ケル漁況ト海況トノ相關々係ヲ追求シ漁況豫察其他ノ資ニ供セントス

(i) 調査事項

(イ) 漁況資料ノ蒐集

- (a) 各府縣水産試験場ハ特定ノ漁村又ハ漁場(左表参照)毎ニ調査員ヲ依囑シ、たひ、いわし、さはら漁況ノ日報及月報ヲ求ムルコト  
報告ハ二通ヲ求メ一通ハ其縣試驗場ニ提出セシメ他ノ一通ハ中央へ直接送達スル様取計フコト
- (b) 漁況報告様式ハ別表ニ據リ、用紙ハ中央ヨリ配布スルコト
- (c) 日報ハ「はがき」ニ印刷セルモノヲ毎月中央及其縣水産試験場へ送付セシムルコト、月報ハ毎月其縣水産試験場ニテ取纏メ中央水試ニ送付スルコト
- (d) 委囑セル漁村漁場以外ノ漁況ハ前記漁獲月報ニヨリ毎月其縣水産試験場ニテ取纏メ中央へ送付スルコト

- (e) 漁況ノ特異事實並ニ著シキ變化(例ヘバたひ、いわし、さはらノ初漁及大漁)ニ就テハ適宜有線電信及文書ニ依ル臨時報ヲ發信スルコト
- (f) 日報、月報ハ昭和十三年四月ヨリ實施スルコト(第卅一表甲及乙表)
- (g) たひ、いわし、さはらニ就テハ其産卵、成育ノ場所、時期ヲ明カニシ毎年其漁獲魚ノ年齢組成ヲ各府縣ニ於テ調査スルコト

(ロ) 海況ノ調査

(a) 横斷觀測

- (1) 横斷觀測ハ多少ノ障害ハ之ヲ繰合セ毎月、協定期日ヲ中心トシ施行スルコト  
觀測期日ハ月初小潮ノ施行容易ナル日時ヲ中央ニテ調査シ毎年十二月上旬次年一箇年分ノ豫定表ヲ作製シ之ヲ參加者ニ通知スルコト  
各府縣ハ毎年次年度ノ施行豫定ヲ十月末日迄ニ中央水産試験場ニ通知シ其後更ニ施行不能ノ場合アレバ其都度豫メ中央ニ通知スルコト  
缺測ノ場合ハ其ノ補充ニ就テ中央ヨリ隣接海區府縣ト協議シ最善ノ方法ヲ講ズルコト
- (2) 調査項目 水溫、鹽分(比重)、海潮流、水色、透明度、深度、底質、氣象(氣溫、天氣、降水量、蒸發量、風、氣壓等)、化學成分、「プランクトン」稚魚、魚卵、底棲生物採集
- (3) 瀬戸内海及内海附帯外海區タル紀伊、豊後兩水道等ヲ十海區ニ分チ、關係府縣ハ各海區ヲ分擔シテ常時海洋觀測調査ヲ擴充施行スルコト(圖面省略)

(b) 定地觀測

瀬戸内海水産振興協議會(第二回)協定事項

(c) 所定點ニ於テ毎日水溫、比重、氣象等ノ觀測ヲ施行シ委囑漁村ニ於テモ水溫等ノ毎日觀測ヲ施行スルコト  
海潮流調査

潮流ノ調査ヲ徹底セシムル爲メ各分擔箇所ニ於テ特定ノ時期ニ表層及底層測流用ノ海流瓶ヲ所定本數投入シ他方潮流板(或ハ潮流計)ニ依ル觀測ヲモ施行スルコト

(ii) 取纏メ

- (1) 中央及各府縣ハ毎月ノ海況ト漁況トノ變化ニ關スル相關現象ヲ追求要約ニ努ムルコト
- (2) 毎月ノ海況及漁況取纏メ結果ハ月報トシテ中央ヨリ發表スルコト  
此ノ外特報スベキ特異事項アルトキハ隨時報トシテ發表スルコト
- (3) 瀬戸内海ヲ數海區ニ分チ各海區毎ニ關係ノ府縣ハ共同シテ其ノ海況ノ特異性ヲ究明スルコト
- (4) 前記海區ノ漁況ニ付關係府縣ハ共同シテ其ノ特異性ヲ究明スルコト
- (5) 前記海區毎ニ關係府縣ハ共同シテ漁況ト海況トノ相關現象ヲ講究スルコト
- (6) 中央水産試験場ハ全海區ノ海況ト漁況トノ相關現象ヲ講究スルコト
- (7) 各府縣ニ於テハたひ、いわし、さはら其他一般漁況ト海況(氣象ヲ含ム)ニ關スル漁業者ノ經驗的指針タル俚諺ヲ細大不洩蒐集シ之ヲ中央ニ報告スルト共ニ相互ニ研究吟味シテ取纏メノ參考トナスコト

漁況調査委囑地名

各府縣ニ於テたひ、いわし、さはらノ漁況ヲ調査スル爲メ委囑ス可キ特定漁村又ハ漁場ハ現在迄ニ報告ヲ得タルコトアル左記漁村ノ外適當ナル箇所ヲ増補訂正シテ決定スルコト

府縣名	たひ調査地	さはら調査地	いわし調査地
和歌山縣	加太、湯淺、印南		印南、湯淺、加太、江川
德島縣	津田		津田、牟岐、齊津浦
兵庫縣	沼島、由良、明石、家島、室津、阿那賀、阪越、假屋、都志、岩屋、福良、育波、港、福良	駒ヶ林、林崎、岩屋、佐野、釜口、炬口、福良、須磨、阿那賀、明石、新濱、由良	由良、家島、都志、鳴尾、須磨、室津、林崎、炬口、駒ヶ林、野島飼、福良、育波、阿那賀
岡山縣	眞鍋島、白石島、本莊村、向日比、大島	水島、灘大島	白石島、牛窓、眞鍋島
廣島縣	忠海、丸林、下蒲刈島、大崎下島、吉和、西生口、玖波、阿多田、田島、三津、音戸、殿島、小田、倉橋島、柄、柿浦	草津、似島、廣島	倉橋島、下蒲刈島、田島、西生口、田方、音戸、横濱、柿浦玖波、阿多田
香川縣	引田、東浦、仁尾、箕浦、伊吹島、福田、三本松大濱、直島、鴨庄、觀音寺、津田、小田、庵治、男木島、女木島、高松、本島、佐柳島、室本、大濱	男木島、女木島、庵治、三本松、坂手、福田、津田、鴨庄、小田、東浦、三浦、佐柳島、本島、伊吹島、觀音崎、沼島	
愛媛縣	川之江、二名大島、長濱三机、日振島	長濱、川之江、大島	中浦
大分縣	白杵、蒲江、東中浦、佐賀關、佐伯、國東、日出、長洲、姫島、中津、守江、香々地、西中浦、東上浦、保戸島、佐志生、三佐、東村米水津、富來、大神、津久見	米水津、大島、保戸島、津久見、今津、東中津、白杵、蒲江、國東、佐伯、西中浦、佐賀關、長洲、中津、三佐	西上浦村、東中浦村、別府、蒲江、西中浦、東上浦、國東、三佐、白杵、東浦中津、四浦、香々地、佐伯、津久見、米水津
山口縣	祝島、野島、柱島	祝島、野島、柱島	祝島、野島、柱島
福岡縣	刈田濱、八屋浦、宇島		

大阪府	
-----	--

第卅一表(甲)たひ漁況報告様式(日報)……(さばらモ同一様式トスルコト)

漁場名		昭和		年月日		○○村(△△漁業組合)通信員名		
漁種類	具数量	魚種	平均魚體重	漁獲高		漁場	漁場水温	
				尾數	貫數		表面	底
延縄	1統	まだひ	1貫	500貫	250	□□島北1連	22.1°	15.0°
延縄	1隻	まだひ	400匁					
曳網	1統	まだひ	350匁					

○○村 地先水温 21.0° 天候、風 晴、北東強風 通信欄 用紙幾部僅少ニツキ送ラレタシ

特異現象 島南 水色著シク濁リ 潮目多シ

記入上ノ注意  
 1. 漁獲ノ有無ニ拘ラズ毎日中央及地方水産報告發送スルコト  
 2. 本用紙ニハ○○村(町)ニ於ケルたひノ全漁況ヲ記入報告スルコト  
 3.  
 4.

第卅一表(乙)たひ漁況報告様式(月報)……(さばらモ同一様式トスルコト)

たひ漁獲調査表										昭和	年月	調査地	日
日	漁種類	具数量	魚種	平均魚體重	漁獲高(水揚高)			漁場水温		海潮流	備	考	
					尾數	貫數	金額	表面	底				
1	延縄	1統	まだひ	500匁	120	100		20.0°	16.0°				
								19.0°	15.0°				

記入上ノ注意  
 1. 漁具1統, 1隻毎ニ記載ノ行ヲ別ニスルヲ原則トスル事  
 2.  
 3.

調査官署名 ○○縣水産試験場

いわしニ付テハ昭和十年九月第四回漁撈海洋調査擔當官打合會協定ノ様式ニ依ルコト

(V) 藻場(あじも)調査

主旨

瀬戸内海ニ於ケル藻場ニ關シ總括的ニ其概況ヲ知ルト共ニ藻場ノ性質ヲ確メ更ニ水族蕃殖成育上藻場ノ價值ヲ究明シ以テ重要水族ノ蕃殖保護増殖上ノ参考資料ヲラシメントス

瀬戸内海水産振興協議會(第二回)協定事項

(i) 現狀調査

各府縣ハ文書ヲ以テ全沿岸ニ亘ル藻場ノ概況調査ヲナシ其ノ結果ヲ基礎トシ、又必要ニ應ジ更ニ實地調査ヲ行ヒ、水路部發行海圖第百號(A又ハB)ヲ用ヒ左記ニ依リ藻場ノ分布圖ヲ作成スルコト

(イ) 現在ノ分布…藻場ノ區域ハ細キ實線ヲ以テ示シ、其範圍内ハ綠色並行線ヲ引クコト

(ロ) 既往ニ於テ存在セルモ現在消滅セル區域…點線ニテ示スコト

(ii) 藻場及其ノ環境調査

各府縣ハ夫々特定ノ藻場ニ付、藻場ノ實體條件並ニ其ノ消長等ヲ明カナラシムル爲メ左記ノ調査ヲ行フコト

(イ) あじもノ生活史

特ニ其發芽期、開花期、結實期、凋落期、成長度、匍匐莖ニヨル増殖狀況、壽命等ヲ調査ス

(ロ) あじも繁茂ノ狀況

(1) 成育密度

(2) 成育深度(最深部、最淺部)

(3) 深度ニヨル發育ノ相異

(4) 底質ニヨル發育ノ相異

(5) 水質ニヨル發育ノ相異

(ハ) 藻場ノ環境調査

成ルベク事情ノ異リタル藻場(最適地、不良地等)ニ於テ左記ノ調査ヲナスコト

水深、底質、水溫、水質(比重、PH、透明度、溶解酸素量等)、潮流、波浪、干出狀況等並ニ藻場ノ廣袤等ニ關

スル事項

右ノ内、水溫、水質ハ毎月一回觀測ヲ行フコト

(ニ) 藻場ノ消長ニ關スル調査

消長ノ狀況及其ノ原因ヲ調査ス

(a) 自然的ノ環境變化ニ基ク場合

(1) 隆起、沈降等地盤ノ變動

(2) 底質ノ變化

(3) 潮流ノ變化

(4) 季節ノ變化

(b) 人爲的ノ環境變化ニ基ク場合

(1) 河川改修等ノ結果ニヨル水質(比重、PH等)ノ變化

(2) 汚瀆水質

(iii)

藻場ト水族トノ關係

各府縣ハ各地先海面ニ於テ一定ノ藻場ヲ選定シ、各月一回乃至二回特定ノ漁具(藻打瀨網、藻手繰網、藻曳網等ヲ適宜ニ選定)ニ依リ漁獲サル、材料ニ付調査シ左記ノ事項ヲ確ムルコト

(イ) 藻場ト産卵場トノ關係

(ロ) 藻場ト稚魚棲息場トノ關係

(ハ) 藻場ニ於ケル水族ノ棲息及其去來狀況

瀬戸内海水産振興協議會(第二回)協定事項

(ニ)藻場ノ漁業ニ及ボス影響

尙、右調査ノ都度藻場ニ於ケル水溫、比重、PH、透明度、溶解酸素量等測定並ニ浮游生物ノ採集調査ヲモ併セ行フコト

(iv) あじも蕃殖試験

前各項ノ調査ニ基キ、各府縣ハ適宜ノ方法ニヨリ實施スルコト

(v) 分擔及取纏メ

現狀調査、藻場ト水族トノ關係ハ各府縣ニ於テ昭和十二年ヨリ着手シ十四年中ニ終了セシメ、藻場、其環境調査及其蕃殖試験ハ兵庫縣ニ於テ十二年ヨリ着手スルコト

(VI) 有害漁業ト稱セラル、モノニ付其ノ善處方ニ關スル技術的研究

各府縣ニ於テ必要ニ應ジ中央水試ト協議ノ上適宜施行スルコト

(VII) 蕃殖保護並ニ漁獲生産費輕減ニ關スル方策ノ樹立

中央水試ハ前記各試験調査ノ結果ヲ綜合檢討シ、重要水族ノ蕃殖保護上必要ナル漁場、漁期、體長、漁具、漁船等ノ制限及保護區、築磯等ノ設置並ニ漁獲生産費輕減ノ方策ヲ樹立シ更ニ協議ニ附スルコト

第二、重要水族ノ養殖ヲ目的トスル試験調査

主旨

淺海及干潟ニ於ケル魚介藻類ノ養殖事業ヲ振興セシムルタメ先ヅ斯業ノ現況ヲ調査シ今後進展ノ餘地ヲ明カニシ更ニ各府縣分擔ノ下ニ適切ナル養殖ノ方法ヲ試験シ以テ之ガ徹底ヲ期セントス

(I) 養殖適地調査

養殖適地調査記入ヲ左記様式ト爲スコト

養殖適地調査表

養殖物ノ種類	位置及養殖場ノ面積	養殖方法ノ概要	種苗所要量	養殖生産高	將來發展ノ有無

注意：一養殖場ハ指定海圖ニ範圍ヲ青色ニテ表ハン種類名ヲ附記スルコト

將來可能ナル養殖適地調査表

養殖物ノ種類	位置及養殖場見込面積	種苗見込所要量	見込生産高	備	考
	町步				

注意：一將來可能ナル養殖適地ハ指定海圖ニ範圍ヲ赤色ニテ表ハン種類名ヲ附記スルコト

瀬戸内海水産振興協議會(第二回)協定事項



(II) 種苗供給能力調査

之方記入ヲ左記様式トスルコト

種苗供給能力調査表

種苗ノ種類	採苗方法ノ概要	種苗ノ産地	種苗産地ノ面積	種苗生産數量	將來増産ノ見込
		町歩			

注意：一種苗ノ産地ハ指定海面ニ範圍ヲ黃色ニテ表ハシ種名ヲ附記スルコト

(III) 養殖試験事項及分擔並ニ方法

1、試験事項及分擔

貝藻類ニ就キテハ主トシテ採苗試験ヲ行ヒ、魚類及蝦蟹類ニ就テハ養成並ニ蓄養試験ヲ行フコト

水	族	試験事項	分	擔
いがひ		人工採苗及養成	廣島、福岡、愛媛(兵庫、岡山、山口、大分、香川、徳島、和歌山ヲ除ク)	
あさり、はまぐり		人工採苗	中央、廣島	
ばかゞひ		人工採苗	兵庫、愛媛、大分	
もがひ		人工採苗	大分	
いたぼがき		人工採苗	兵庫、香川、中央	
わかめ		人工採苗	徳島	

あさくさのり	人工採苗、養成	廣島、山口、愛媛、中央
おごのり	人工採苗	廣島、中央
てんぐさ	移植、採苗	愛媛、大分、和歌山、中央
ふのり	移植、採苗	愛媛、廣島、和歌山
いしもづく	採苗、養成	徳島
餌蟲	人工採苗、養成、蓄養廣島、福岡	
たこ	人工採苗	兵庫、香川
なまこ	人工採苗、養成	廣島
がさみ	養成、蓄養	中央、山口、福岡、愛媛、香川、大分
くるまえば	養成、蓄養	中央、山口、香川、岡山
たひ	養成、蓄養	中央
くろだひ	養成、蓄養	中央、香川、岡山
ぶり	養成、蓄養	中央
ぼら	養成、蓄養	中央、香川
ふぐ	養成、蓄養	中央、山口

尚、本分擔府縣ハ必要ニ應ジ試験事項中ニ害敵調査ヲ加フルコト

2、試験施行方法

各府縣ニテ考案シ中央水試ト協議ノ上施行スルコト

瀬戸内海水産振興協議會(第 回)協定事項

(IV) 水質汚濁調査

1、現況調査

現況調査記入ヲ左記様式トスルコト

水質汚濁現況調査表

調査官署

被害原因ト看做サルル事物及其所在地	加害物ノ種類	被害發生ノ年月日	被害ノ對象物	被害ノ程度	被害面積	紛争有無及其解決ノ有、未解決
例示 ○○會社○○工場 ○○市外○○	工場排水	昭和○○年○○月○○日	海苔及鯛	全滅	○○町歩	有、未解決

注意：一被害原因ト看做サルル事物ノ所在地ハ指定海圖ニ赤丸ニテ印ヲ附スルコト

水質ノ被害アリト稱セラレ紛争ヲ惹起セルモノノ調査表

調査官署

被害原因ト看做サルル事物及其所在地	加害物ノ種類	被害發生ノ年月日	被害ノ對象物	被害ノ程度	被害ノ面積	被害ノ解決セル年月日

2、除害方法其他ノ試験調査

各府縣並ニ中央水試ハ之方適切妥當ノ方法ヲ考案シ中央水試ニ於テ取纏メノ上更ニ協議スルコト

(V) 施行期

- 1、適地調査、種苗調査及水質汚濁現況調査ハ昭和十二年内ニ施行スルコト
- 2、養殖試験ハ昭和十三年度ニ着手スルコト

(VI) 取纏メ

- 1、適地調査、種苗調査及水質汚濁現況調査ハ昭和十三年三月中ニ中央水試ニ報告シ、中央水試ハ之ヲ取纏メ報告スルコト
- 2、養殖試験ハ各自其ノ成績ヲ毎年各府縣及中央水試ヘ報告スルコト

第三、水産物ノ價值増進ニ關スル試験

(I) 試験事項及分擔並ニ施行期

種類	試験項目	分擔	施行期
いたぼがき	活貝ノ長途輸送方法研究	中央水試	昭和十二年
同	輸出向罐詰製造試験	同	同
いがひ	新規利用方法ノ研究	中央水試、兵庫	同
(II) 取纏メ			
	完了ノ上各府縣及中央水試ヘ報告スルコト		

試驗調查實施年度表

調査項目	施行年度				
	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年
I 重要水族ノ蕃殖保護ニ關スル試驗調査	1. 現勢調査	→			
	2. 既往ノ試驗調査資料蒐集	→			
	3. 生態調査		→		
	4. 消極的蕃殖方法ニ關スル試驗調査			→	
	5. 積極的蕃殖方法ニ關スル試驗調査				→
II 底史網漁獲調査	1. 現勢調査		→		
	2. 既往ノ試驗調査資料蒐集		→		
	3. 生態調査			→	
	4. 消極的蕃殖方法ニ關スル試驗調査				→
	5. 積極的蕃殖方法ニ關スル試驗調査				→
III 瀬戸内海底質圖及漁場圖ノ作製		→			
IV 漁況ト海況トノ關係調査					→
V 漁場 (あじも) 調査					→

第一、重要水族ノ蕃殖保護並ニ漁獲生産費軽減ヲ目的トスル試驗

調査項目	施行年度					
	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	
I 養殖適地調査	1. 現勢調査	→				
	2. 既往ノ試驗調査資料蒐集	→				
	3. 生態調査		→			
	4. 消極的蕃殖方法ニ關スル試驗調査			→		
	5. 積極的蕃殖方法ニ關スル試驗調査				→	
	II 養殖苗供給能力調査		→			
	III 養殖汚濁現況調査			→		
IV 水産物ノ價值増進ニ關スル試驗					→	
V 重要水族ノ蕃殖目的トス					→	
VI 有害漁業ト稱セラルルモノニ付其ノ善處方ニ關スル技術的研究					→	
VII 蕃殖保護並ニ漁業生産費軽減ニ關スル方策ノ樹立					→	
III 附帯調査					→	

II 瀬戸内海ノ區域及分擔區域ニ關スル事項

(一) 瀬戸内海ノ定義ヲ左ノ如ク定ム

本協議會ニ於テ瀬戸内海ト稱スルハ農商務省令瀬戸内海漁業取締規則ニ於ケル區域トス  
但シ必要アル場合ハ試驗調査ヲ紀伊及豊後兩水道ニ及ボスモノトス

(二) 漁場圖作製ニ關スル各府縣ノ分擔區域ヲ左ノ如ク定ム

一、岡山縣

東ハ兵庫縣界ヨリ鹿久居島東端ヲ經テ小豆島金ヶ崎東端ニ至ル以西ノ海區

瀬戸内海水産振興協議會(第二回)協定事項

小豆島西北端(蕪崎)ヨリ行政區劃ニ從ヒ六島ニ至ル六島宇治島東ヲ經テ西ハ廣島縣界ニ至ル

二、廣島縣

東ハ縣界ヨリ宇治島東端見通線

宇治島—魚島—高井神島—弓削島北端ニ至ル

島嶼部ハ行政區劃ヲ經テ御手洗沖ヨリ齊島—安居島—大館場島—桂島水道ヲ經テ桂島—兜山ヨリ西部ハ縣界ニ至ル

三、山口縣

東ハ縣界ヨリ兜島—桂島—桂島水道ヲ經テ大館場島—クダコ島水道—中島—由利島南端ニ至リ艦船航路ニ從ヒ西行シ本山岬—簗島見通線ノ中央點—本山岬—部岬見通中央—部岬滿珠島見通中央點—早鞆瀬戸中央點ニ至ル

四、福岡縣

早鞆瀬戸中央ヨリ部岬—滿珠島中央部岬—本山中央 簗島—本山岬中央

ソレヨリ航路ニ從ヒ姫島祝島見通線ト航路トノ交叉點ニ至ル該點ヨリ姫島東端及西端ヲ經國東半島住吉岬ニ至ル

五、大分縣

國東半島住吉岬ヨリ姫島西端ニ至リ姫島東端ヨリ姫島ト祝島見通線中央ニ至ル

ソレヨリ航路ニ從ヒ祝島南方ニ至リ早吸瀬戸ノ中央及豊後水道中央線以西ノ海面

六、愛媛縣

東ハ縣界ヨリ小股島—江島—魚島—高井神島—弓削島北端ニ至ル、ソレヨリ御手洗沖迄、島嶼部ハ行政區劃ニ從フ御手洗沖ヨリ齊島—安居島—大館場島—クダコ島水道ヲ經テ中島—由利島南端ニ至リソレヨリ祝島南方迄航路

ニヨルソノ地點ヨリ速吸瀬戸中央及豊後水道中央線ニ至ル

七、香川縣

東ハ德島トノ縣界ヨリ東經一三四度三〇分ノ線ト淡路阿那賀鐙崎ヲ正東視スル線トノ交點ヨリ東經一三四度三〇分ノ線ニ從ヒ北行シ北緯三四度三〇分ニ至リ該線ヲ西行シ鹿久居島東端—小豆島金ヶ崎見通線トノ交點ニ至リ更ニ金ヶ崎ニ至ル

小豆島北西端(蕪崎)ヨリ行政區劃ニ從ヒ六島—宇治島—魚島—江島—小股島ヲ經テ縣界ニ至ル

八、德島縣

淡路諭鶴羽山ヨリ沼島東端ノ紀伊水道西部海區

九、和歌山縣

淡路諭鶴羽山ヨリ沼島東端見通線以東ノ友ヶ島水道及紀伊水道ノ海區

十、大阪府

友ヶ島西端ヨリ新淀川口見通線以東ノ地先海區

十一、兵庫縣

岡山縣トノ縣界ヨリ鹿久居島東端ヲ經テ小豆島金ヶ崎ヲ結ブ線ガ北緯三四度三〇分線トノ交點ヨリ同緯度線ニ從ヒ東行シ東經一三四度三〇分線ヨリ淡路鐙崎ヲ正東視スル地點迄南下ス、ソレヨリ正東鐙崎ニ至リ大毛島東端ヲ正南視スル場所ニ至リ南下シ沼島南端ヲ正東視スル場所ニ至リ東經一三五度線迄東行ス  
該線ニ沿ヒ友ヶ島東端ヲ正東視スル場所ニ至ルソレヨリ新淀河口ニ至ル西方ノ海區

### III 試験調査ノ實現促進ニ關スル事項

- 1、本事業ノ圓滑ナル遂行ヲ期スルタメ水産試験機關以外ノ官公衙並ニ水産團體其他ノ援助ヲ求ムルコト
- 2、本試験調査ノ主旨並ニ計畫ヲ公表シ一般ノ理解ヲ求ムルコト
- 3、本事業達成ノタメ關係各試験機關ハ昭和十三年度豫算ニ於テ之方經費ヲ要求スルコト

## 二、第五回漁撈及海洋調査擔當官打合會議事要録

### (一) 會議要領

- 一、會議主催者 水産試験場
- 二、會 期 昭和十二年十一月九日ヨリ十二日迄四日間(午前九時半開會)
- 三、會 場 水産試験場(第一會議室)
- 四、日 程

第一日 十一月九日(火曜日)

- 一、開會挨拶
- 一、水産局長訓示
- 一、打合事項

(一)漁況ノ速報並ニ豫報ニ關スル細目打合(議題第一)

- 1、無線電信電話ニヨル漁況放送時間改訂ニ關スル件
- 2、漁況報告ノ蒐集ニ關スル件
- 3、かつを漁場前進海區ノ横斷表面觀測ニ關スル件
- 4、いわし調査材料蒐集ニ關スル件

(二)其他打合事項(海洋調査ニ關スル事項)(議題第六)

第五回漁撈及海洋調査擔當官打合會議事要録

一、連絡試験調査ノ成績發表(海況ト漁況トノ相關々係其他海洋調査ニ關スル事項)(議題第五)  
第二日 十一月十日(水曜日)

一、打合事項

(一)沿岸漁業ノ振興ニ關スル連絡試験ノ要否並ニ其内容ニ關スル件(議題第四)

(二)漁撈ニ關スル連絡試験ノ細目打合(議題第二)

1、重要漁業現勢調査中まぐろ漁業ニ關スル件

2、漁具改良試験中網目試験ニ關スル件

3、漁業連絡試験(かつを、まぐろ、さんま、さば)ニ關スル件

4、其他

第三日 十一月十一日(木曜日)

一、打合事項

(一)連絡試験調査事項ノ整理改廢ニ關スル件(議題第三)

1、漁撈及海洋ニ屬スル事項ノ整理改廢ニ關スル件

2、養殖及製造ニ屬スル事項ノ整理改廢案傳達方ニ關スル件

一、連絡試験調査ノ成績發表(網目試験其他漁撈ニ關スル連絡試験調査)(議題第五)

第四日 十一月十二日(金曜日)

一、連絡試験調査ノ成績發表(漁況ト海況トノ相關々係其他海洋調査ニ關スル事項)(議題第五)

一、其他打合事項(議題第六)

一、協議取纏メ

一、閉會挨拶

五、出席者

水産局長	三宅發士郎
水産局農林技師	栗田要吉
水産試験場長	春日信市
水産試験場技師	丸川久俊
	木村喜之助
	宇田道隆
	神谷尙志
	相川廣秋
	酒井森三郎
	小西芳太郎
	石井一美
	林壽
	柿崎楯辭
	末廣恭雄
	竹澤太郎
	柿崎楯辭
	末廣恭雄
	蓮見三郎
	淺利悅藏
	本田幸市
	渡邊信雄
	淺利悅藏
	本田幸市
	加藤益夫
	福原光義
	具足島與右衛門
	川島猛
	福田勇
地方廳其他	
東京(府廳) 技手安西功	東京(府廳) 技手鵜澤久則
同(大島分場) 同米澤六藏	同(大島分場) 同森田未歳

京都	技手 柳田四郎	神奈川(三崎分場)	技手 葉山熊男
神奈川(内灣分場)	同 一柳周三	兵庫	技師 加藤利夫
長崎	同 古川三男	新潟	同 岸川由太郎
千葉	同 石黒庚戌	千葉(勝浦分場)	技手 本部眞之
茨城	技師 石田稜威雄	三重	技師 村上正男
愛知	同 村瀬二郎	静岡	同 長谷川金衛
静岡(伊東分場)	技手 鹽谷政徳	宮城	同 佐々木武雄
福島	同 菅野健一	福島	無線通信手 堤季彦
岩手	同 酒向昇	青森	技師 飯野良佐
山形	場長 天野壯助	秋田	場長 大村三樹之助
福井	技師 渡邊直人	石川	技師 笠松芳次郎
富山	同 外岡元雄	鳥取	場長 上村忠彦
島根	場長 片山年	山口	場長 堀井恒次郎
和歌山	場長 仙波平馬	香川	技手 多々良孝一
愛媛	技師 赤星家雄	高知	技師 今村龍雄
福岡	同 大津清	大分	技手 朝隈達也
熊本	技手 長岡正幸	宮崎	同 上野茂
鹿兒島	同 川崎時守	沖繩	技師 木原佳郎

北海道	技師 梶田與之亮	北海道	技師 藤川若松
朝鮮	同 齋藤陽三	全羅南道	技手 山田鐵雄
臺灣	同 金村正巳	關東廳	同 市村要
樺太廳	雇 畠山一夫	海洋氣象臺	技師 日高孝次
海軍水路部	海軍大尉 大東信市		

六、會議

第一日 午前十時開會。春日場議長席ニ着キ開會挨拶ノ後直チニ日程ニ從ヒ議事ニ入ル。

打合事項トシテ議題第一ノ漁況ノ速報並ニ豫報ニ關スル細目打合中、第一、無線電信電話ニヨル漁況放送時間改訂ニ關スル件ニ就テ丸川技師ノ説明アリ。茨城ハ改訂ノ趣旨ニ賛意ヲ表シ、自縣ノ放送時間ニ就テ變更方ヲ要請シ、北海道ハ改訂表ノ一ニ自縣ノ脱漏セルヲ指摘シ、千葉又時間ノ變更ヲ求メタルガ茨城、静岡、青森等ノ時間ノ關係上、猶篤ト相互ニ考慮ノ上後刻審議スルコトトナル。尙、熊本ハ自縣ノ放送時間脱漏セルコトヲ指摘シ、福島ハ時間ノ變更ヲ求メ、宮崎又時間ノ配置ニ不滿ヲ表明シタルヲ以テ原案ハ猶各縣ノ要求ヲ參酌シテ再編成スルコトトシ、次デ第二漁況報告ノ蒐集ニ關スル件ニ移ル。丸川技師説明ノ後、福島、青森、福岡、宮崎、鹿兒島、愛知、茨城等原案記載ノ各縣ニ付(イ)項いわし漁況報告地ノ變更並ニ通信地ノ追加ニ就テ意見ヲ求メ、夫々原案ヲ修正又ハ追加ス。更ニ(ロ)項漁況報告委囑定置漁場追加ニ移リ、冬網及夏網ノ報告漁場ニ付キ原案ノ府縣ニ質シタル上其追加箇所ヲ協定ス。次デ(ハ)項ノかつを漁況報告委囑船ノ追加ニ進ミ臺灣、沖繩、鹿兒島、宮崎、高知、三重其他委囑縣ニ付キ船數、船名及漁港等ノ打合セヲ了ス。(以上午前)

午後一時半再開。議題第一ノ第3かつを漁場前進海區ノ横斷觀測ニ關スル件ヲ上程シ、宇田技師説明ノ後各縣ヨリ質疑

並ニ意見ノ開陳アリ、青森、三重、千葉其他各縣ノ意見ヲ綜合スルニ、現在ノ協定横斷觀測線ヲ超エタル觀測ノ實施ハ困難ナル事情アル所多キヲ以テ、猶相互ニ考慮スルコトトシテ一應審議ヲ打切り、恰モ臨席セラレタル三宅水産局長ノ訓示ヲ受クルコトトナル。時ニ二時二十分。局長ハ試験事項ノ合理化、統制ノ強化、收入豫算ニ對スル打算的ノ考ヲ或程度迄清算シテ一層ノ協力ヲ要望スル所アリタリ。次デ議事ニ移リ、第四いなし調査材料蒐集ニ關スル件ニ付キ相川技師ノ説明アリ、異議ナク原案ヲ協定ス。更ニ議題第六ニ入り海洋調査ニ關スル細目打合ニ付宇田技師ノ説明アリ、神奈川、宮城ト打合セノ後福岡ハ鹽分檢定ニ付質問シ、島根ハ日本海ノ一齊海洋觀測施行ニ付キ希望ヲ述べタルガ、丸川技師夫々應答ノ後之ヲ議了ス。次デ日程ノ最後ナル成績發表ニ移リタルガ時間ノ關係上相川技師ノ「漁況豫報ニ關スル基本資料トシテノ魚類ノ體重、體長測定」ノミニ止メ四時五分散會ス。

第二日 午前九時四十五分開會。議題第四、沿岸漁業ノ振興ニ關スル連絡試験調査ノ要否並ニ其内容ニ關スル件ノ審議ニ入ル。酒井技手之ヲ説明シ、各府縣ノ忌憚ナキ意見ヲ發表ヲ希望スル所アリ。福岡、青森、岩手、北海道、愛媛、山口、高知、愛知、千葉、福井、東京、三重、和歌山、熊本、鹿兒島、茨城等ヨリ夫々意見アリ、議長及酒井技手ノ應答アリタルガ一應之ガ諮議ヲ打切り、猶各縣考慮ノ上明日協議スルコトトシテ、第二、漁撈ニ關スル連絡試験ノ細目打合中第一項重要漁業現勢調査トシテ、まぐろ漁業ヲ追加施行スル件ノ審議ニ入ル。酒井技手説明ノ後、青森、東京、北海道等ノ質疑ニ對シ酒井技手及議長ノ應答アリ、調査表中、經濟調査ノ項ヲ追加スルコトトナル。更ニ東京、熊本、青森、和歌山、愛知、三重ノ質疑ニ對シ、酒井技手及議長應答ノ後之ガ施行ヲ決定ス。次デ第二項網目試験ニ關スル件ニ移リ酒井技手説明、次回ノ参加ハ關東廳及福井ト決定ス。更ニ第三項漁業連絡試験ニ關スル件ニ於テハかつをノ標識放流試験ノ繼續施行方ニ就キ酒井技手ノ説明アリ。末廣囑託ハ從來ノ成績ヲ概説スル所アリ。(以上午前中)午後ハ一時半再開。議長ハ昨日協議シタルかつを漁場ノ前進海區海洋觀測ニ關シテ實施上困難ナル事情多キヲ以テ他日

機會ヲ得テ更メテ協議シタキ旨ヲ諮リ異議ナク決定ス。更ニ昨日審議ヲ打切りタル漁況放送時間ノ改訂表ニ付キ新編成ノモノヲ上程シ、木村技師説明ス。宮崎、青森、熊本、高知、鹿兒島、岩手、静岡等ヨリ質疑並ビニ申出デアリ、夫々應答ノ後改訂時間ヲ決定ス。次デ成績發表ニ入り、宇田技師かつを漁況ト海況トノ關係、木村技師ぶりノ年齢ト魚體トノ季節的變化、末廣囑託かつを餌付不漁原因調査、長崎ハいわしノ産卵調査ニ就テ、千葉ハ梯子網ニ就テ、林技手ハ「トロール」網ニヨル網目試験、福井ハさば漁業試験其他ニ就テ報告アリ。四時三十分散會。

第三日 午前九時四十五分開會。地方提出問題ヲ上程シ、静岡提案ノびんちやうまぐろノ漁業連絡試験ニ付提出縣ノ説明アリ、議長青森、三重、静岡等ノ間ニ質疑應答ノ後、議長ハ本案ノ實施ハ經費ヲ伴フヲ以テ之レニ關スル國庫補助等決定シタル上ニテ更メテ協議スルコトトシテ之ヲ保留シタキ旨ヲ諮リ異議ナク決定ス。次デ議題第三ノ連絡試験調査事項ノ整理改廢ニ關スル件ニ移リ原案ヲ神谷技師朗讀ス。漁撈ニ關スル事項ハ酒井技手説明シ、海洋調査ニ付テハ説明ナク、更ニ養殖ニ就テハ藤森技師、製造ニ付テハ木村技師ノ説明アリ。熊本、鳥取、宮城等ノ質問ニ對シ、議長及藤森技師ヨリ應答アリタル後本議題ヲ打切りトシ、昨日審議未了ノ議題第四沿岸漁業ノ振興ニ關スル連絡試験ノ項ヲ上程ス。島根、福岡、鳥取、關東廳、青森、茨城等ヨリ意見ノ開陳アリ、議長トノ間ニ夫々應酬アリテ午前ノ會議ヲ終ル。

午後一時再開。直チニ成績發表ニ入りタルガ各府縣ノ發表ナク、午前ニ引續キ沿岸漁業ノ振興ニ付キ各縣ノ意見ヲ求ム。福岡、京都、石川、福井、沖繩、鹿兒島、富山等ヨリ意見アリ、酒井技手及議長等トノ間ニ應答アリタルモ、議決セズ、議長ハ委員會設置ヲ諮リテ之ヲ決シ、一時四十分ヨリ第二會議室ニ其委員會ヲ開催ス。委員會ハ山口縣委員長席ニ着キ審議。結局、現況調査ヲ先決スベキモノト云フ意見ニ一致シ、現況調査ノ様式ヲ協定シテ散會ス。

第四日 午前九時五十分開會。水路部第一課長代理トシテ大東大尉ハ海軍ノ要求スル海洋調査ニ就テ講述シ各府縣ノ連絡



協調ヲ一層希望スル所アリタリ。右終ツテ議題第四、沿岸漁業ノ振興ニ關スル事項ヲ上程シ、山口縣ノ堀井委員長ヨリ昨日ノ委員會決定事項ノ報告アリ、異議ナク之ヲ決定ス。次デ十時四十分ヨリ第二會議室ニ海洋調査ニ關スル懇談會ヲ開催シ丸川技師座長トナリテ種々懇談的ニ實施上ノ細目ニ付忌憚ナキ意見ノ交換ヲ行ヒタルガ零時十五分ノヲ打切り、春日場長ハ之ヲ以テ會議ヲ終了スル旨ヲ宣シ、閉會ノ挨拶ヲ述べ零時半散會ス。

(二) 第五回漁撈及海洋調査擔當官打合會協議決定事項

(昭和十二年十一月九—十二日於水産試驗場)

議題第一、漁況ノ速報並ニ豫報ニ關スル細目打合

1、無線電信電話ニヨル漁況放送時間改訂ニ關スル件

從來協定ノ漁況放送時間ヲ次表ノ通り改訂シ來ル昭和十三年一月一日以降實施スルコト

改訂漁況放送時間(昭和十二年十一月第五回漁撈及海洋調査擔當官打合會協定)

縣名	午前		記部	縣名	午後		記部
	自	至			自	至	
岩手	六—三〇	六—五〇	事	愛知	五—〇〇	五—一〇	部
宮城	六—五〇	七—二〇		長崎	五—一〇	五—二〇	
熊本	七—二〇	七—四〇		青森	五—三〇	五—四〇	
茨城	七—四〇	八—〇〇		山形	五—四〇	五—五〇	
北海道	八—〇〇	八—二〇		茨城	五—五〇	六—〇〇	
北海	八—二〇	八—三〇		秋田	六—〇〇	六—一〇	
和歌山	八—三〇	八—四〇		千葉	六—一〇	六—二〇	
三重	八—四〇	九—〇〇		福島	六—二〇	六—三〇	
鹿兒島	八—四〇	九—〇〇		宮城(氣仙沼)	六—三〇	六—四〇	
福島	八—四〇	九—〇〇		宮城(宮城丸)	六—四〇	七—一〇	



愛	媛	日振島明海、船越、深浦	上記三箇所新ニ追加
兵	庫	室津、林崎、佐野	
岡	山	牛窓、眞鍋島	甌島青瀬一箇所新ニ追加 一箇所月報トシテ新ニ追加
大	分	浦江(九月—一月ノミ日報他期間ハ月報)	
宮	崎	門川、島浦	
鹿	島	枕崎、佐多岬、甌島青瀬	
福	岡	唐泊(月報)	
鳥	根	大社、飯浦	
福	井	四ヶ浦、小樟(コユノギ)、敦賀	
石	川	西海、北大吞	
富	山	魚津、氷見	

(ロ)漁況報告委囑定置漁場追加ノ件

次ノ各地ヲ新ニ委囑定置漁場トシテ追加シ昭和十三年一月以降實施スルコト  
未決定ノ箇所ハ選定ノ上中央ヘ通知スルコト

一、冬 網

宮	崎	都井岬、大島
鹿	島	内ノ浦灣一箇所、片浦、薩摩郡一箇所
長	崎	女島、濱串、壹岐郡一箇所
大	分	浦江
山	口	蓋井島、川尻、大島

鳥	根	八束郡一箇所、那賀郡二箇所
兵	庫	適當ナル箇所ナシ
島	取	淀江

一、夏 網

山	口	適當ナル箇所選定ノ上通知スルコト
鳥	根	八束郡一箇所、那賀郡二箇所
鳥	取	淀江、外一箇所適當ナル箇所選定ノ上通知スルコト
兵	庫	適當ナル箇所選定ノ上通知スルコト
京	都	濱詰、湊
山	形	豊浦
青	森	深浦附近ニテ一箇所選定ノ上通知スルコト

(ハ)かつを漁況報告委囑船追加ノ件

從來かつを漁況報告委囑船ハ無線電信及無線電話ヲ有スル漁船中ヨリ選定シタルモノナルモ夫等ノミニテハ我國  
鯉漁況ノ全般ヲ窺ヒ難シ、依テ次表ノ如ク特ニ三重縣以南海區ニ於テ各地方的海區ヲ主ナル從漁海區トスル漁船  
ヲ新ニ委囑船トシテ追加シ昭和十三年一月以降實施スルコト  
各縣ハ夫々委囑船選定ノ上中央ヘ通知スルコト

縣	名	船 數	備 考
臺	北	二隻	(臺灣總督府ハ適當ナル委囑船ヲ選定スル様取計フコト)

沖繩	三隻	保留(直チニ實現スルコト困難ナルヲ以テ將來適當ニ指導ノ上選定スルコト)
鹿兒島	二隻	四、五十噸級ノモノヲ選定スルコト
宮崎	三隻	百噸級一、四、五十噸級二、十噸内外四(清水、須崎、甲浦、宇佐、各一隻宛)
高知	七隻	
和歌山	一隻	
三重	二隻	度會郡阿曾一、尾鷲一、二十噸以下ノモノ
計	二〇隻	

3、「かつを」漁場前進海區ノ横斷表面觀測ニ關スル件

趣旨—本問題ハ宮城縣水産試驗場ヨリ昭和十一年六月開催ノ水産連絡試験第八回打合會議ニ提出セラレタルモノナ  
ルガ、從來ノ連絡試験ヲ一層效果的ナラシメ且、當業船ノ指導誘掖ニ資スル爲メ各縣指導船ハ魚群ノ各海區ニ來游  
スル初期ニ於テ特ニ當時ノ漁場ヨリ一步前進シタル海區ノ横斷觀測ヲ施行シ其ノ結果ハ船舶無線電話ヲ以テ放送シ  
前進海區ノ海況ヲ詳ニシ魚群搜索ノ參考ニ供シ併セテ中央水産試驗場ヨリ放送セラルベキ漁況海況ノ資料ヲ豊富ナ  
ラシメントスルモノナリ

本案ハ適切ナル企ナルモ現在實施中ノ協定線横斷觀測ノ實行ヲ超エテ猶之ガ聯絡施行ヲ期スルコトハ各縣共困  
難ナル事情ニアルヲ以テ一應之レヲ將來ニ保留スルコト

4、いわし調査材料蒐集ニ關スル件

漁況豫報ニ關スル基本資料トシテ、全國臨海各府縣水産試驗場ハ昭和十三年中毎月一回左記要項ニヨリいわし生態  
調査材料ヲ中央水産試驗場ヘ送付スルコト

(イ)各府縣水産試驗場ハ各選定シタル最寄ノ漁村又ハ魚市場ニ就キ主要漁具別ニ其ノ漁獲物中ヨリ一百尾餘ヲ任意  
ニ採取スルコト

(ロ)容器ハ「ガソリン」罐ヲ使用シ、一罐ニ付キ「フオルマリン」(一ポンド瓶)一本ヲ加ヘタル海水ヲ浸シ材料ノ  
動搖ヲ防グ様處置スルコト

(ハ)「ガソリン」罐ハ充分ニ蠟付ノ上繩掛ケシテ送付スルコト

議題第二、漁撈ニ關スル連絡試験ノ細目打合

1、重要漁業現勢調査中まぐろ漁業ニ關スル件

趣旨—かつを漁業ニ就テハ曩ニ漁船單位ニ其ノ現勢ヲ調査シ好資料ヲ得タルガ次ハ躍進的ニ漁場ノ擴大セル鮪漁業  
ニ付キ輕漁業ト同一ノ趣旨ニ基キ各階級ノ漁船ニ付キ其ノ經濟的關係並ニ漁業設備等ヲ調査シ業務其ノ他指導上ノ  
資料ヲラシメントス

調査方法

一、鮪漁船ノ在ル府縣ハ左記七階級ノ漁船ニ付キ漁獲成績普通ナルモノニ就テ別表ニ依リ昭和十二年度ノ現勢ヲ調  
査シ昭和十三年八月末日迄ニ之ヲ中央水試ニ報告スルコト  
但シ該階級ノ漁船ナキトキハ其ノ旨附記スルコト

記

第一級 總噸數二〇噸未滿

第二級 總噸數二〇噸以上三〇噸未滿

第五回漁撈及海洋調査擔當官打合會議事要録

- 第三級 總噸數三〇噸以上五〇噸未滿
- 第四級 總噸數五〇噸以上七〇噸未滿
- 第五級 總噸數七〇噸以上一〇〇噸未滿
- 第六級 總噸數一〇〇噸以上一五〇噸未滿
- 第七級 總噸數一五〇噸以上

一、中央水試ハ別表ヲ取纏ルコト

第一表 鮪 漁 船 調 査 表

階級	船名	船籍	船型	噸馬力	乗組數	根據地別	漁具ノ種類及ハ長サ	航續力	滿船ノ魚數	水ノ積載	燃料積載	設備ノ有及無	無線電ノ有及無	揚子ノ有及無	機有無	航海器具	兼業名	備考
例示 1	某丸	石巻港	西洋型船	20噸馬力	25人	自4月中旬至5月下旬 自6月上旬至9月中旬	大綱4本付 針改良12 びん長繩100 針付100針	10日	キハ 3,000	2噸	30噸	ナ	シ	1キロ	藤田式 5馬力	6分 甲板計 1箇	かつ 兼業 さん ま	
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		

第二表 鮪 漁 業 經 済 調 査 表

階級	船名	漁期	起業費	總水揚高	經					費			船主所得	乗組員總及乗得又ハ租所得	利益分配方法	備考
					食料	餌料	水	給料	修繕費	積立金	手数料	總計				
例示 1	某丸	月 11.11 日 3.20	船體8,000円 機關8,500 機具1,500 漁具2,000	12,000	1,200	300	250	ナ	600	200	450	3,000	4,500	円4,500円 (20代) 1代分 225円	水揚高ヨリ 總經費ヲ控 除シ船主乗 組員切半ス	
2																
3																
4																
5																
6																
7																

第三表 各階級鮪漁船配船狀況ニ關スル調査

階級	鮪 漁 業 ト 兼 營 漁 業 ト ノ 關 係
1	例示 2月ヨリ4月迄油津沖合漁業ニ従事シ、4月ヨリ10月迄ハ 薩南海區ニ於テ鯉漁業ニ従事シ、10月ヨリ1月迄自縣沖合 ニテ底延繩ニ従事ス
2	2月ヨリ8月迄沿海州ノ底曳網漁業ニ従事シ、9月ヨリ1 月迄三崎根據ニ房總沖漁場ニテ鮪漁業ニ従事ス

3	終年鮭漁業ニ従事シ6月ヨリ10月迄北海道、11月ヨリ1月迄房総沖、2月、3月四國沖ニテ従業ス	
4	4月ヨリ8月迄カムチャツカニテ獨航船トシテ鮭鱒漁業ニ従事シ、9月ヨリ3月迄東北海區及房總沖ニテ鮭漁業ニ従事ス	
5	4月ヨリ8月迄房總沖及東北海區ニテ鮭漁業ニ従事シ、9月ヨリ11月迄東北沖合ニテ秋刀魚漁業ニ、12月ヨリ3月迄小笠原漁場ニテ鮭漁業ニ従事ス	
6	2月ヨリ4月迄南洋漁場ニテ鮭漁業ニ従事シ、5月ヨリ8月迄房總沖及東北海區ニテ鮭漁業ニ従事シ、9月ヨリ翌年1月迄三崎根椋ニ野島崎沖ニテ鮭漁場ニテ鮭漁業ニ従事ス	
7	2月ヨリ9月迄房總東北沖漁場ニテ鮭漁業ニ従事シ、10月ヨリ翌年7月迄臺灣高雄根椋ニ南支那ニテ鮭漁業ニ従事ス	

記入注意 1. 本調査ハ縣内ニ於テ成績普通ナル漁船ニ付施行スルコト  
2. 經濟調査ハ鮭漁業ノ收支ニ就テ調査シ其ノ兼營漁業ノ收入及其ノ經費ハ除外スルコト

2、漁具改良試験中、網目試験ニ關スル件

一、機船底曳網ニ於ケル三種目、六種目、九種目ノ漁獲物比較調査ハ山口外數縣ニ於テ實施シ三種目毎ノ大サト漁獲物ノ大サ及漁獲割合ハ大體判明セルヲ以テ次年度ヨリ更ニ進ンデ五種目ヨリ九種目ニ至ル一・五種目毎ノ六種ノ網目ニ就テ従來ト同一方法ニ依リ試験ヲ施行スルコト

二、參加府縣

昭和十三年九、十月頃施行 福井縣  
昭和十三年七月頃施行 關東廳

3、かつを漁業連絡試験中かつを標識放流ノ件

かつを標識放流ハ其ノ尾數少ク再捕數モ極メテ僅少ニテかつを洄游ノ狀況尙不鮮明ニ付引續キ前年ト同一方法ニヨ

リ實施スルコト

議題第三、連絡試験調査事項ノ整理改廢ニ關スル件

1、漁撈及海洋調査事項ノ整理改廢ニ關スル件

一、漁業連絡試験

(1) 本項ノまぐろ及かつを漁業連絡試験施行事項中「漁業試験」ニ關スル項目ハ實施困難ナルモノ多キヲ以テ昭和十三年以降之ヲ中止スルコト、但シ「漁場調査」及「報道」等ハ従前通り連絡施行スルコト  
尙附帶調査ノかつをノ餌付不良原因調査ハ一應調査ヲ終リタルヲ以テ本年度限り之ヲ中止スルコト  
(2) さんま、さば漁業連絡試験ハ従前通り繼續施行スルコト

二、重要漁業現勢調査

第三次調査ノ第一回トシテノかつを漁業ノ漁船單位ニヨル現勢調査ハ之ヲ終了シタルヲ以テ新ニ第二回調査トシテまぐろ漁業ノ漁船單位ニヨル昭和十二年度ノ現勢ニ付調査ヲ行フコト(別項ニテ打合)

三、漁具改良試験(網目試験)

本項ハ之ヲ繼續施行スルコト(別項ニテ打合)

四、ぶりニ關スル海洋調査

本項ハ大體豫定ノ調査一段落ヲ告ゲタルヲ以テ特ニ一項目トシテ掲出施行スルコトヲ中止シ他ノ重要魚族ト同様一般の海洋調査ニ包括施行スルコト

五、海洋調査

第五回漁撈及海洋調査擔當官打合會議事要録

一般的海洋調査並ニ漁況ノ豫報速報ニ關スル連絡施行事項ハ従前通り繼續施行スルコト  
2、養殖及製造ニ屬スル事項ノ整理改廢案傳達方ニ關スル件

一、淺海利用試験調査

- (1) 左記ハ昭和十二年度限り之ヲ一應打切リトスルコト
  - (イ)「かきノ身入状況」及「生産量調査」
  - (ロ)淺海利用現況調査

- (2) 左記ハ繼續施行若クハ昭和十三年度以降新ニ追加施行スルコト

(イ)あさくさのり(いわのりヲ含ム)養殖試験 繼續並ニ追加

種苗附着時期、附着層ノ試験ヲ繼續シ作柄互報ヲ追加スルコト

(ロ)あはび養殖試験 追加

(ハ)てんぐさ養殖試験 追加

二、内水面利用試験調査

鱒族飼育改良試験ハ之ヲ繼續施行スルコト

三、水質汚濁ト水族トノ關係調査

本項ハ之ヲ中止スルコト

四、いわし加工製造試験

從來施行ノ「トマト」漬並ニ油漬罐詰ノ外新ニ鹽干製造試験ヲ追加スルコト

五、左記試験調査事項ハ連絡參加府縣少キヲ以テ中止スルコト

- (1) 貝類加工製造試験
  - (2) さば加工製造試験
  - (3) 水産物冷凍冷蔵適温試験
  - (4) 水産物乾燥機試験
  - (5) フイツシュミール製造試験
- 六、瀬戸内海水産振興連絡試験  
昭和十二年度ヨリ施行中ノモノヲ繼續施行スルコト

議題第四、沿岸漁業ノ振興ニ關スル連絡試験ノ要否並ニ其内容ニ關スル件

一、趣旨―沿岸漁業ハ一般ニ著シク不振ノ状態ニアリト雖局部的ニハ新漁具漁法ノ改良若クハ新漁礁ノ發見、漁場ノ合理的利用等ニ依リ沿岸漁業ノ勃興ヲ見タル事例尠ナカラズ、又適種餌料ノ發見若クハ其ノ供給方法ノ改善及漁具漁網ノ購入方法若クハ防腐方法ノ改良等漁業經營方法ノ改善ニ依リ生産費ヲ輕減シテ沿岸漁業ノ振興ヲ計リタル事例亦多シ

依テ沿岸漁業ノ振興ヲ目的トスル連絡試験ノ要否並ニ其ノ内容ニ付之ヲ検討セントス

本件ニ就キテハ次ノ通り決議ス

沿岸漁業ノ振興ニ關スル連絡試験ハ現下ノ狀況ニ鑑ミ其要アリト雖各道府縣ニ夫々特異性アルヲ以テ左表各項目ニヨル現勢調査ヲ實施シ之ヲ昭和十二年三月十日迄ニ中央水試ニ報告シ中央水試ハ之ヲ取纏メ具體的方針ヲ考究スルコト

項目	魚種		漁法	漁期	漁場	餌料ノ種類		漁船		獲金高	一漁期平均	一漁期又	將來ノ見込	經費	生産費輕減ノ實績	備考
	種類ノ	種類ノ				種類	數量									
あぢ	一本釣	浮延繩	—	自六月至八月	某灣	いわし	無動力	五〇隻	—	二〇〇圓位	—	—	將來見込ナシ	一〇〇圓位	二、三年前ヨリ釣針ノ改良ニヨリ漁獲増加ス	
いか	いかかご	延繩式	自四月至七月	某地沖	雜魚	五馬力以下	二〇隻	—	一〇〇圓位	—	—	—	急激ニ發達シ尙普及ノ傾向大ナリ	一五〇圓位	多カリシ本年ヨリ本漁具ノ發明ニヨリ生産費著シク輕減ス	

議題第五、其他打合事項

海洋調査ニ關スル事項

一、海洋觀測協定事項中變更並ニ改正ニ關スル件

- (1) 神奈川縣水試(分場)ノ擔當橫斷觀測線中野島崎南三湮點ヨリ東二〇〇湮ハ一、二、十一、十二月施行ト協定シアルモ右ハ其後一、二、十一月ハ中央水試ニ於テ擔當實施スルコトトナリタルニ付キ、之ヲ四、九、十、十二月ニ變更實施スル様改ムルコト、又同場擔當ノ城ヶ島南三湮點ヨリ南々東二〇〇湮線ノ五、六、七、八月施行ヲ二、五、八、十一月施行ニ改ムルコト
- (2) 宮城縣金華山東二〇〇湮線ハ從來同縣分場ニ於テ一、二、三、八、十一月ニ觀測ヲ施行シツツアルモ右ハ東北海區ノ重要線ナルニ付キ同縣本場ニ於テハ分場ト打合ノ上周年毎月缺測ナキヤウ觀測ヲ實行スルコト

- (3) 從來ノ協定中ニ「特ニ百米以深ノ觀測水深ニアリテハ鋼索ノ傾度ヲ正確ニ測定シ記載ニ努ムルコト」トアルヲ左記ノ如ク訂正スルコト

「觀測水深ノ不正確ハ傾度十度以上ナル場合ハ海底深度、採水水温及鹽分等ニ著シキ誤差ヲ伴フ場合尠ナカラズ、依テ之ヲ正確ナラシムル爲メニハ先ヅ船ヲ適當ニ操縦シ出來得ル丈ケ測深鋼索ヲ垂直ニ保ツ豫留意シ尙傾斜アル場合ニハ鋼索傾度測定器ヲ用ヒテ傾角ヲ測定記入スルコト、特ニ百米以深ノ觀測水深ニアリテハ鋼索ノ傾度ヲ正確ニ測定シ記載スルニ努ムルコト、但シ五百米以上ノ水深ニ對シテハ成ル可ク被覆顛倒寒暖計ヲ使用シテ實際深度ヲ推知スル様努ムルコト」

二、海洋觀測調査報告記帳様式ノ改正ニ關スル件

海洋調査要報、月報(海洋圖)、觀測報告諸様式、漁況報告様式、野帳等ノ改正其他ニ付テハ意見ノ交換ヲ行ヒタルガ特ニ協定ヲ見タル事項ナシ

三、觀測調査器具並ニ方法等ニ付具體的ニ打合セテ要スル事項ハ當該係員ニ付直接接觸ヲ遂ゲ施行上遺憾ナキヲ期シタリ

四、海洋調査ニ關スル協定事項ノ勵行方ニ關スル件

- (1) 海洋觀測月次報告及海水ノ送附ニ就テハ毎回迅速ニ送附ヲ乞フ様協定シアルモ甚シキハ數箇月分ヲ併セテ送附セラルルガ如キ場合アリ、取纏メ上頗ル不便多シ、必ズ其ノ都度迅速ニ發送スル様努力スルコト
- (2) 月次橫斷觀測ハ缺測ノ爲メ其ノ價值ヲ減ズルコト最モ甚シキヲ以テ出來得ル限り差繰リ缺測ナキ様努力スルコト、止ムヲ得ズ缺測ノ場合ハ其ノ旨必ズ中央へ通知スルコト



## 地方提出問題

夏期鯖長鮪漁場連絡調査ニ關スル件

靜岡縣 水産試験場

趣旨—本邦鯖長鮪漁業ノ隆盛トナリタルハ冷凍鮪及鯖長油漬罐詰トシテ輸出ヲ見タル以來ノコトニシテ僅々七、八年ヲ出デズ、爾來之等輸出品ノ著シキ増加ニ伴ヒ益々本漁業モ亦旺盛トナリ現在我國海洋漁業中重要ナル位置ヲ占ムルニ至レリ

然ルニ主要原料タル夏鯖長鮪ノ漁獲高ハ近年急激ナル減少ヲ來シ一方之ニ代フルニ冬期鯖長鮪漁況盛トナリ漸ク全面的ニ漁獲高ノ均衡ヲ保チツツアリトスルモ其ノ品質ニ於テ兩者間ニ相當大ナル遜色アリテ冬物ハ良品製造ノ原料タルヲ得ザルノミナラズ、此ノ儘放任センカ將來日本製品ノ聲價ヲ下落スルノ惧アリテ貿易ノ改善上洵ニ堪ヘザルモノアリ

依テ夏期鯖長鮪漁場ノ擴張ト共ニ其ノ生産力ノ増進ヲ圖ルハ目下ノ焦眉ニシテ本問題解決ノ要諦タリ、幸ヒ今夏各方面ノ後援ヲ得テ本調査ノ一端ニ着手シ得タルハ本場ノ本懐トスル所ナリ

近海ノ夏漁不振ノ原因ヲ究明シ天然資源ノ調節ヲ圖ルト共ニ冬期漁獲物ノ處理、運搬方法ノ改善及肉質ノ化學的調査ノ必要ハ言ヲ俟タザル所ナルモ現在ノ冬漁場ハ野島崎東方一千七、八百哩ノ海區ニ及ビ其ノ漁場擴大ニシテ相當ノ成績ヲ收メツツアルニ不拘未ダ夏漁場トシテ價值全ク不明ナリ、サレバ

- 一、冬期ノ漁場又ハ其ノ附近海區ニハ果シテ夏期從業ノ可能性アリヤ
- 一、若シ同漁場ニ操業ノ價值アリトシテモ其ノ肉質ハ近海産ノ夏物ト比シ遜色アリヤ
- 一、同海區ノ夏期漁獲物ノ處理、運搬及貯藏法ハ冬期ニ比シ如何ナル程度ノ困難ヲ伴フベキカ

大體以上三項ニ主眼ヲ置キ之ガ徹底的連絡試験調査ヲ實施シ夏期鯖長鮪漁場ノ擴張ヲ圖ルト共ニ海況ト漁況トノ關係ヲ鮮明ニシ以テ本漁業ヲ永遠ニ安定セシメントス

本件ハ適切ナル提案ナルモ、現在ノ實狀ハ豫算等ノ關係ニヨリ各縣共實施困難ナル事情アルヲ以テ、將來本件ニ關スル經費補助若クハ試験船ノ收入豫算ノ減額ヲ見ル上ハ更メテ協議ノ上之ヲ實施スルコト

三、連絡試験調査ニ關スル各種通知事項其他

(一) 海洋調査ニ關スル事項

瀬戸内海横斷觀測施行期日ニ關スル件(昭和十二年十二月十一日付通知濟)  
昭和十三年瀬戸内海觀測施行期日豫定表

六	五	四	三	二	一	月		
六	八	九	九	九	十	小潮時		
日	日	日	日	日	日			
							大潮時	
			三十一日					
		三十日						
	二十九日							
二十八日								
<hr/>								
十二	十一	十	九	八	七	月		
							小潮時	
	二十六日	十七日	三日	四日	五日			
日	日	日	日	日	日			
							大潮時	
	八日	八日						
	日	日						

連絡試験調査ニ關スル各種通知事項其他

# 四、雜 錄

## (一) 昭和十一年度施行ノ連絡試験調査概覽

### 一、漁具改良試験

網目試験

水産試験場

關 東 廳

### 二、重要漁業現勢調査

ヨル調査ハ大體取纏メヲ了シタルヲ以テ追テ發表ス

### 三、漁業連絡試験

府 縣	かつを	まぐろ	さんま	さば
青 森	施行	施行		
岩 手	施行	施行	施行	
宮 城	施行	施行	施行	
福 島	施行	施行	施行	
茨 城	施行	施行	施行	

雜 錄

千 葉	かつを	まぐろ	さんま	さば
東 京	施行	施行	施行	
神 奈 川	施行	施行		
靜 岡	施行	施行		
愛 知	施行	施行		
和 歌 山	施行	施行		
德 島		施行		
高 知		施行		
大 分		施行		
宮 崎	施行	施行		
鹿 兒 島	施行	施行		施行
沖 繩	施行	施行		
熊 本	施行	施行		

一三

長崎		施行		
島根				施行
鳥取				施行
福井				施行
石川				施行
富山		施行		
新潟		施行		施行
朝鮮(本場)				施行
臺北	施行	施行		
南洋廳	施行	施行		

四、海洋調査(海洋調査要報第五九、六〇、六一報参照)  
 五、ぶりニ關スル海洋調査  
 重要ぶり漁業府縣ハ夫々實施中ナルモ特ニ報告ヲ寄セ  
 來ラズ、標識放流試験及漁況等ニ關シテハ前項ト同様  
 海洋調査要報ニ其ノ資料ヲ掲出セリ

六、淺海利用試験調査

府縣	かき身	かき種	かき斃	あさく	あさり
水産試驗場	施行	施行	施行	施行	施行
岩手	施行			施行	
宮城	施行		施行		
千葉				施行	施行
愛知		施行		施行	
三重	施行	施行		施行	
和歌山	施行				
廣島		施行			
徳島		施行			
高知		施行			
熊本			施行		
佐賀		施行	施行		
福岡				施行	
新潟	!	施行	施行		
關東廳	施行	施行			

七、内水面利用試験調査(鱒族飼育改良試験)

水産試驗場	施行	北海道	施行
青森	施行	岩手	施行
茨城	施行	群馬	施行
長野	施行	岐阜	施行
東京	施行	愛知	施行
山口	施行	鳥取	施行
福井	施行	新潟	施行
樺太	施行		

七、内水面利用試験調査(海産稚鮎養殖試験)  
 水産試驗場 施行 群馬 馬 施行  
 東京 施行 神奈川 施行  
 愛知 施行 高知 施行  
 島根 施行

八、水質汚濁ト水族トノ關係調査  
 徳島 施行

九、貝類加工製品試験  
 水産試驗場 施行 熊本 施行セズ

一〇、いわし加工製造試験

水産試驗場	施行	北海道	トマト 漬罐詰
青森	トマト 漬罐詰	千葉	同上
愛知	同上	島根	同上
新潟	施行セズ		

一一、水産物冷凍冷蔵適温試験  
 水産試験場 施行

一二、水産物乾燥機試験  
 水産試験場 施行 青森 施行セズ

石川 施行セズ

一三、フィッシュミール製造試験  
 水産試験場 施行 北海道 魚肥改良  
 青森 施行セズ 宮城 施行  
 京都 施行 石川 施行

一四、さば加工製造試験  
 水産試験場 施行 青森 施行セズ  
 熊本 施行セズ 石川 施行セズ  
 富山 施行 新潟 施行セズ

昭和十三年三月廿八日 印刷  
昭和十三年三月三十日 發行

東京市京橋區月島三號地

# 水產試驗場

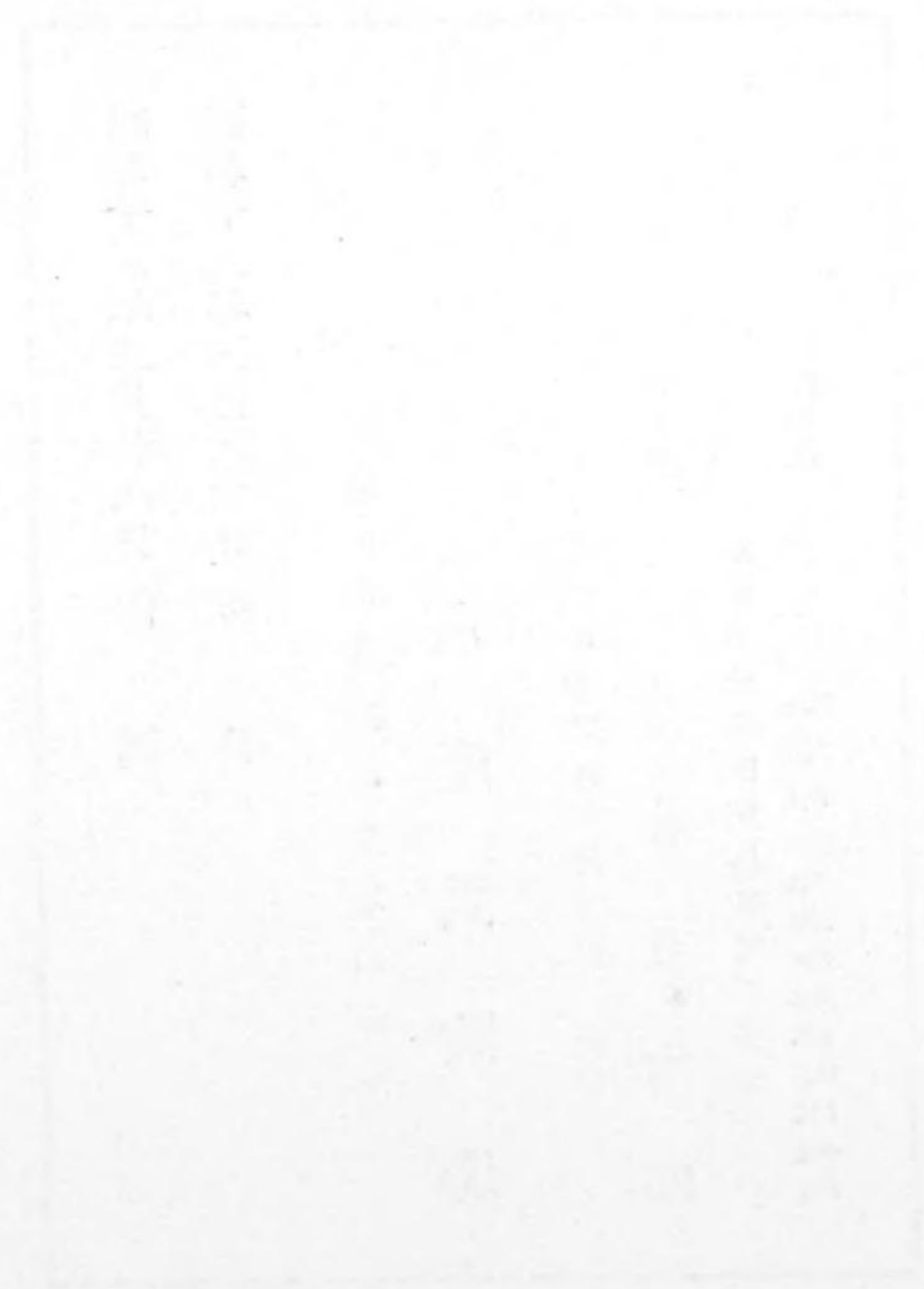
東京市麴町區紀尾井町三番地

印刷者 濱野英太郎

東京市麴町區紀尾井町三番地

印刷所 東京印刷株式會社麴町出張所

142  
639



終